

令和6年

第3回教育委員会会議

報告第2号

秋田県教育委員会

報告第 2 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和 6 年 3 月 13 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 2 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和 6 年 3 月 6 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和 6 年 3 月 4 日付け財－ 415 により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

教総—— 1 8 2 5

令和 6 年 3 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 6 年 3 月 4 日付け財－ 4 1 5 で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 石塚

内線 5 1 1 2

令和6年3月4日

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(公 印 省 略)

意見の聴取について（照会）

令和6年秋田県議会第1回定例会（3月7日）に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、3月6日（水）までに回答してください。

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

担 当：総務部財政課

調整・予算第一チーム 佐藤

電 話：018-860-1105



議案第 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十六条第二項第二号中「額（」を「額（第十六条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び」に、「職員に」を「職員に限る。」に改める。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十六条の三 住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、教育委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
第十七条第二項に次の一号を加える。

四 災害応急作業等手当

第十七条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第一号」の下に「及び第四号」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第四号に掲げる手当は、職員が豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う業務で教育委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

第二十条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 在宅勤務等手当

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の規定は、令和六年一月一日から適用する。

令和六年三月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正により住居等で勤務することを命ぜられた市町村立学校職員に対し支給する在宅勤務等手当を新設する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第７３号）による地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の一部改正により住居等で勤務することを命ぜられた市町村立学校職員に対し支給する在宅勤務等手当を新設する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 在宅勤務等手当を支給される市町村立学校職員であって、通勤のため自動車等を使用するものの通勤手当は、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすることとする。（第１６条関係）
- (2) 住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、教育委員会規則で定める期間以上の期間について１箇月当たり平均１０日を超えて命ぜられた市町村立学校職員に対し、在宅勤務等手当（月額３，０００円）を支給することとする。（第１６条の３関係）
- (3) 特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を加えることとする。（第１７条関係）
- (4) 豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う業務で教育委員会規則で定めるものに従事した市町村立学校職員に対し災害応急作業等手当（１日につき３５０円以内）を支給することとする。（第１７条関係）
- (5) 勤務１時間当たりの給与額を算定する給与の基礎に在宅勤務等手当を加えることとする。（第２０条関係）
- (6) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和６年４月１日から施行することとする。ただし、２(3)及び(4)は、公布の日から施行することとする。
- (2) ２(3)及び(4)は、令和６年１月１日から適用することとする。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当（第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条及び第二十条第二項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。 （通勤手当） 第十六条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 略 二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める額（第十六条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員その他の職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） 三 略 3 7 略 （在宅勤務等手当）	第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条及び第二十条第二項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。 （通勤手当） 第十六条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 略 二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める額（ 短時間勤務職員その他の職員で、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） 三 略 3 7 略

第十六条の三 住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、教育委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。		第十七条 略	
2	在宅勤務等手当の月額、三千円とする。	2	前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
3	前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	一、三	略
（特殊勤務手当）		（特殊勤務手当）	
第十七条 略		第十七条 略	
2	前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	2	前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
一、三	略	一、三	略
四 災害応急作業等手当		三、五 略	
3、5	略	3、5	略
6	第二項第四号に掲げる手当は、職員が豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う業務で教育委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。	6	第二項第一号の 手当の額は従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内で、同項第二号の額は業務に従事した日一日につき二百円を超えない範囲内で、同項第三号の 手当の額は作業に従事した日一日につき二百九十円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。
7	第二項第一号及び第四号の 手当の額は従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内で、同項第二号の 手当の額は業務に従事した日一日につき二百円を超えない範囲内で、同項第三号の 手当の額は作業に従事した日一日につき二百九十円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。	7	第二項第一号の 手当の額は従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内で、同項第二号の 手当の額は業務に従事した日一日につき二百円を超えない範囲内で、同項第三号の 手当の額は作業に従事した日一日につき二百九十円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。
8	略	7	略
（給与の減額）		（給与の減額）	
第二十條 略		第二十條 略	
2	前項の勤務一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額の	2	前項の勤務一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額の

合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 一・二 略 三 在宅勤務等手当 四・五 略	合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 一・二 略 三・四 略
---	--

令和6年秋田県議会第1回定例会（2月議会 追加提案）の概要

【提出案件】

1 条例案

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

（1）改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正により住居等で勤務することを命ぜられた市町村立学校職員に対し支給する在宅勤務等手当を新設する等の必要がある。

（2）改正内容

① 在宅勤務等手当の新設

- （ア） 住居その他の場所において、勤務時間の全部を勤務することを、教育委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当（月額3,000円）を支給する。（第16条の3関係）
- （イ） 在宅勤務等手当を支給される職員で、通勤に自動車等を使用するものの通勤手当は、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。（第16条関係）
- （ウ） 勤務1時間当たりの給与額を算定する給与の基礎に在宅勤務等手当を加える。（第20条関係）

② 災害応急作業等手当の新設

- （ア） 特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を加える。（第17条関係）
- （イ） 重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う業務で教育委員会規則で定めるものに従事した職員に対し災害応急作業等手当（1日につき350円以内）を支給する。（第17条関係）

（3）施行期日等

令和6年4月1日

ただし、災害応急作業等手当（第17条関係）は公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

令和6年

第3回教育委員会会議

議案第4号

秋田県教育委員会

議案第4号

秋田県指定文化財の指定について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（絵画）に指定する。

名 称	員数	所在地	所有者
寺崎廣業筆瀟湘八景	8 幅	横手市赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（古文書）に指定する。

名 称	員数	所在地	所有者
土崎神明社棟札類	31点	秋田市土崎港中央三丁目9番37号	神明社

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（歴史資料）に指定する。

名 称	員数	所在地	所有者
浄應寺方便法身尊形	1 幅	大館市字大館5番地	浄應寺

令和5年3月13日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

第100回秋田県文化財保護審議会において、「寺崎廣業筆瀟湘八景」「土崎神明社棟札類」「浄應寺方便法身尊形」の計3件を秋田県指定文化財に指定することが適当であることの答申があった。この指定については、秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

てらさきこうぎょうひつしょうしょうはっけい
寺崎廣業筆瀟湘八景

1 種 別	有形文化財（絵画）
2 名称及び員数	寺崎廣業筆瀟湘八景 8 幅
3 所 在 地	横手市赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館
4 所 有 者	秋田県
5 制 作 年	大正元年(1912)
6 材質・形状	紙本著色、軸装
7 寸 法	各縦52.1cm、横86.8cm
8 説 明	

本作品は、明治後期から大正前期にかけ、近代日本画壇の重鎮として一時代を築いた寺崎廣業が、46歳のとき、伝統的な画題である瀟湘八景を描いた山水画である。

慶応2年(1866)、久保田城下東根小屋町（現秋田市中通）の武家に生まれた廣業は、幼少時より類いまれな画才を示し、10代で画家を志した。22歳で上京し、多種多様な古画の研究と模写等で様々な流派の画法を身に付けながら、24歳のとき第三回内国勸業博覧会で褒状を得て本格的に画壇に認められた。30歳で東京美術学校（東京芸術大学の前身）に勤め、後に日本画科主任にも任命された。41歳で文部省主催美術展覧会（文展）審査員、51歳で帝室技芸員など、国家の美術振興の要職を歴任する傍ら後進育成に努めるも、大正8年(1919)、53歳で病没した。

定型としての瀟湘八景は、中国内陸部の湖南省を流れる瀟水と湘江が合流し、洞庭湖に注ぐ地域一帯を題材とする。夕暮れ時を中心に、微弱な光や不透明な大気が覆う8つの風趣ある景色が設定され、ほとんどが水墨で描かれる。廣業による瀟湘八景は、一般的な白黒の表現ではなく抑制された柔らかい彩色が施され、日本画の特色である輪郭線や細い描線を生かした作品となっている。細部までの緻密な描写をはじめ、描く題材により、刷毛の使用や下地の白を効果的に生かすなど、それぞれに趣向を凝らしている。同時に、手前は濃く鮮明に、奥は薄く霞ませる均衡が絶妙であり、見る者の視界が広がる伸びやかな空間を獲得している。廣業は、明治43年(1910)に中国を訪問しており、その際目にした景色の写生や記憶といった要素も反映させている。

本作品は、従来のも水墨画を中心とする瀟湘八景とは趣を異にする、様々な技法で彩られた山水画に仕上がっている。晩年に描かれた幾多の作品につながる画期として重要であり、廣業による日本画法の妙技を示した山水画の代表作である。

参考

秋田県指定有形文化財（絵画） 「寺崎廣業筆高山清秋」 平成20年(2008)3月21日指定

参考文献

秋田県立近代美術館 『生誕一四〇年 寺崎廣業展』 平成18年(2006)10月

秋田市立千秋美術館 『生誕150年記念 寺崎廣業展』 平成28年(2016)

村松梢風 『本朝画人傳 卷四』 中央公論社 昭和17年(1942)

山本文志 「寺崎廣業 瀟湘八景」 『國華』第1400号 朝日新聞出版 平成24年(2012)6月



さん し せいらん
山市晴嵐



えん ほ きはん
遠浦帰帆



どうていしゅうげつ
洞庭秋月



えん じ ばんしやう
煙寺晩鐘



へい さらくがん
平沙落雁



しやうしやう や う
瀟湘夜雨



こうてん ほ せつ
江天暮雪



ぎよそんらくしやう
漁邨落照

寺崎廣業筆瀟湘八景（秋田県立近代美術館所蔵）

つちざきしんめいしゃむなふだるい
土崎神明社棟札類

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 種 別 | 有形文化財（古文書） |
| 2 | 名称及び員数 | 土崎神明社棟札類 31点 |
| 3 | 所 在 地 | 秋田市土崎港中央三丁目 9 番37号 |
| 4 | 所 有 者 | 神明社 |
| 5 | 年 代 | 江戸時代～昭和時代（慶安 3 年(1650)～昭和62年(1987)） |
| 6 | 材質・寸法等 | 別紙のとおり |
| 7 | 説 明 | |

本資料は、土崎神明社に伝存する、江戸時代前期から昭和時代にわたって作成された棟札及びそれに類する木札の一群である。

土崎神明社は、本県域における主要な港町として栄えた土崎（現秋田市土崎）の総鎮守であり、元和 6 年(1620)の創建と伝えられる。江戸時代以来、現在まで篤く地域の信仰を集め、その祭礼は土崎神明社祭の曳山行事として広く知られている。同社には、慶安 3 年(1650)から昭和62年までの31点の棟札類が現存する。これらは、社殿及び鳥居の建替や修理に伴う棟札のほか、扁額や神鏡など什物類の寄進に際して作成された同じ形式の木札からなる。いずれの棟札類にも年号が記され、その作成年は明らかである。

社殿の建替や修理に伴う棟札のうち、慶安 3 年から大正12年(1923)までのものは、おおむね20年ごとに作成されたものが欠失なく残っている。かつて土崎神明社が遷宮を行っていたことは文献史料や社伝から知られていたが、実際に約20年ごとの社殿の建替や修理により遷宮が行われていたことを本資料は裏付けている。

また、それぞれの棟札類には願文や神仏名、呪符など奉納祈願に関する文言や記号に加えて、願主である廻船問屋や庄屋、町代などの町役人、建替や修理に携わった大工・鍛冶・金具師・石工・塗物師などの職人、神職や別当僧などの人名が記されている。棟札類を通観すると、これらの記載内容やその書式、木札の形状が時代の経過とともに変化する様子も見えて取れ、文献史料には記されることの少ない、地域における信仰や作事の実態及びその変遷をうかがうことができる。

本資料は、遷宮の形式を伝える棟札として一括性が高く、地域の歴史を解明する上で重要な一次資料として、高い学術的価値を有しており貴重である。

参考

秋田市指定有形文化財（歴史資料）「土崎神明社棟札」 平成30年(2018) 3月20日指定

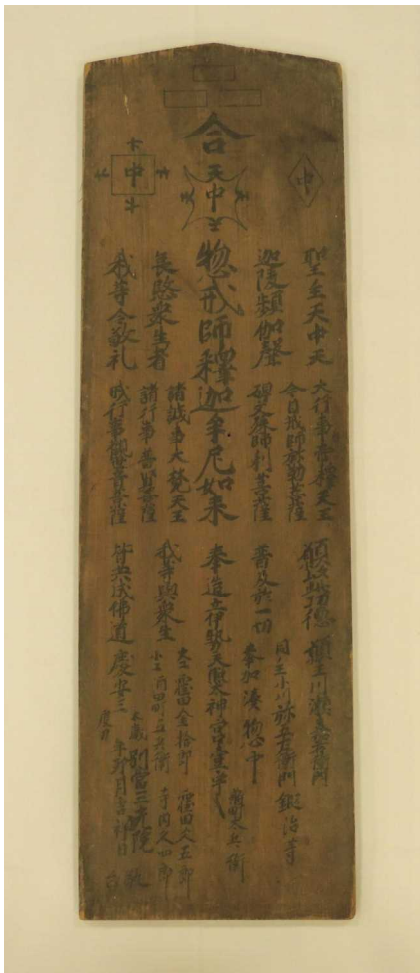
参考文献

秋田市 『秋田市史』第15巻 美術・工芸編 平成12年(2000) 3月

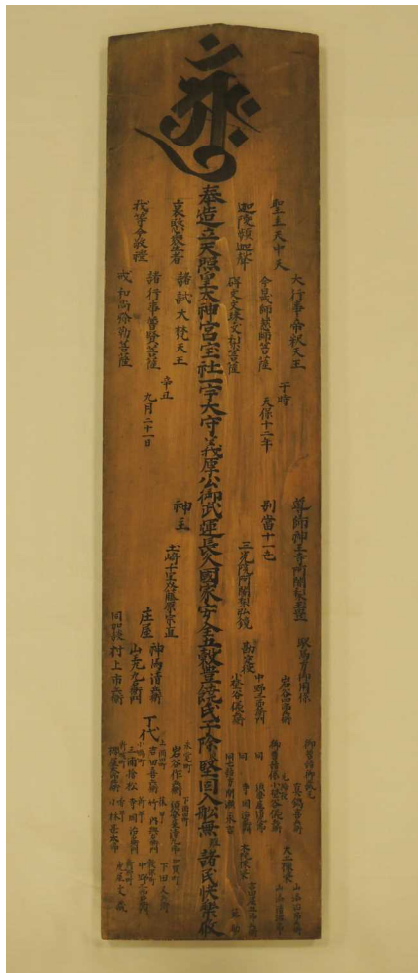
秋田市 『秋田市史叢書』3 美術・工芸 史料と追記 平成13年(2001) 3月

秋田市教育委員会 『土崎港祭りの曳き山行事』 平成 5 年(1993) 3月

秋田市土崎出張所 『土崎港町史』 昭和16年(1941)12月



慶安3年(1650)棟札 表面



天保12年(1840)棟札 表面



天保12年(1840)棟札 裏面



棟札類集合

別紙 土崎神明社棟札類一覽

No.	主文等			内容	和暦	西暦 (年)	種別			寸法(cm)				形状	材質	釘穴		
	表	裏	注記				遷宮 間隔 (年)	遷宮	寄進	鳥居	修理	上辺	下辺				長さ	厚さ
1	奉造立伊勢天照太神宮壹字		第二号	社殿造立	慶安3	1650	-	1				23.1	23.2	76.8	端 1.5 中 1.1	尖頭	スギ	有
2	奉造立伊勢天照太神宮壹字		三号	社殿造立	寛文10	1670	20	2				22.4	22.3	76.2	上・中 1.6 下端 1.9	尖頭	スギ	有
3	奉葺替伊勢天照太神宮壹字		四号	社殿葺替	元禄4	1691	21	3				19.8	19.5	80.7	1.2	尖頭	スギ	有
4	奉修造伊勢太神宮御堂一字 奉為大旦那源朝臣蔵格公国家安全御武運長久敬白		五号	社殿修造	正徳2	1712	21	4				20.9	20.9	84.6	1.6	尖頭	スギ	無
5	奉葺替伊勢太神宮一字奉為 国主源朝臣義峯公御武運長久国家安全			社殿葺替	享保5	1720	8	5				20.5	20.5	92.6	1.2	尖頭	スギ	無
6	奉造替内外太神宮社一字大守御武運長久国家安全		七号	社殿造替	元文5	1740	20	6				20.5	19	92	1.7	尖頭	カツラ	無
7	奉葺替内外太神宮社一字御国主御武運長久国家安全 当所繁昌所			社殿葺替	宝暦10	1760	20	7				23.3	20.3	92.7	1.5	尖頭	スギ	無
8	奉改造伊勢太神宮内殿一字 奉為国主源朝臣義敦公御武運長久国家安全		九号	内殿(宮殿)改造	明和6	1769	-			1		24.2	24.1	98.3	2.7	尖頭	スギ	無
9	奉葺替内外太神宮社一字大守源義敦公御武運長久国家安全 当所繁昌所			社殿葺替	安永9	1780	20	8				30.4	30.4	106.3	2.2	尖頭	マツ	有
10	奉寄進天照豐受向大神宮御堂前幕色張当所繁栄請災消滅町内安全福招増長祈所			幕寄進	天明3	1783	-	1				18.9	16.7	90.8	1.4	尖頭	スギ	無
11	奉建立天照豐受向太神宮鳥居一字御国主御武運長久国家安全 当所無難氏子繁栄处	羽州秋田郡土崎湊神 明宮鳥居		鳥居建立	天明3	1783	-		1			29.9	26.9	154.6	上端 3.2 下端 2.6	尖頭	スギ	無
12	奉寄進天照豐受向皇大神宮御堂前敷石子孫繁昌当所繁栄所			敷石寄進	寛政5	1793	-	2				21	19	107	1.3	尖頭	スギ	無
13	奉修神明宮御懸額開照法供大旦那源義和公御武運長久五穀成就入船増長当所繁昌祈处			扁額寄進	寛政8	1796	-	3				27	21	84	2	尖頭	スギ	無
14	奉造立天照皇太神宮宝社一字大旦那那御武運長久国家安全 五穀豐饒氏子除災堅固入船無難諸民快樂所		拾壹号	社殿造立	寛政12	1800	20	9				36	36.3	122.8	4.2	尖頭	スギ	無
15	奉建立神明宮石華表天下泰平国家安全願主家内穩当处繁昌百事吉祥所			鳥居建立	文化14	1817	-		2			23.8	22.1	83.7	1	尖頭	スギ	無
16	奉再建神明宮華表一基当国大守君御武運長久当所繁昌惣願主家内安全祈禱处			鳥居再建	文政元	1818	-		3			25.6	24.4	88.1	2.8	尖頭	スギ	無
17	奉造立天照皇太神宮宝社一字大旦那那御武運長久国家安全 五穀豐饒氏子除災堅固入船無難諸民快樂所		拾二号	社殿造立	文政3	1820	20	10				27.2	25.9	94.1	2.5	尖頭	スギ	無
18	奉寄附神明宮御神鏡一面惣願主家運長久如意吉祥祈			神鏡寄進	天保8	1837	-	4				28.8	25.5	96.3	2.3	尖頭	マツ	無
19	奉造立天照皇太神宮宝社一字大守義厚公御武運長久国家安全 五穀豐饒氏子除災堅固入		拾三号	社殿造立	天保12	1840	20	11				25.7	23.8	105.9	2.7	尖頭	スギ	無
20	奉再建神明宮鳥居一基当国大守君公御武運長久当所繁昌惣願主家内安全長日祈处			鳥居再建	安政4	1857	-		4			26.7	24	98.8	2.3	尖頭	マツ	無
21	奉修理 皇太神宮宝殿伏願 大檀那御武運長久 風雨順時五穀成就 萬民豊稔惣町安全 火盜辟除 買船輕湊 賣買利潤 各願満足 所		拾四号	社殿修理	文久2	1862	22	12				27.6	24.9	101	2.5	尖頭	スギ	無
22	奉葺替細社神明社拝殿一棟氏子惣町繁昌祈处			拝殿葺替	明治10	1877	-			2		21.3	19.9	70.9	2.4	尖頭	スギ	無
23	奉修覆巢社神明社一字鳥居一基棟符 土著港氏子 安全守賜布处	明治十五年午年御造 堂之処 明治十六癸 未年御遷宮式執行	拾五号	社殿、鳥居修復	明治16	1883	21	13				27.2	24.2	102	2.1	尖頭	スギ	無
24	奉葺替 神明社本殿屋根一棟	棟符永集祈收		本殿葺替	明治30	1897	-			3		30.3	30	91	2.8	平頭	スギ	無
25	奉修覆巢社神明社社殿一字 氏子安全乃攸	御遷宮式執行	拾六号	社殿修復	明治36	1903	20	14				26.9	23.8	101.9	3.7	尖頭	スギ	無
26	奉再建 大鳥居一基氏子安全祈攸			鳥居再建	明治38	1905			5			24.4	22.1	81.9	2.3	尖頭	マツ	無
27	奉建立巢社神明社大鳥居一基	遷宮紀念		鳥居建立	大正12	1923	-		6			26.7	23.7	100.7	3	尖頭	ヒバ	無
28	奉修覆巢社神明社社殿一字	御遷座祭		社殿修繕	大正12	1923	20	15				29.3	26.5	115.3	3.5	尖頭	ヒバ	無
29	奉鎮祭 屋敷久能知神 船豐受姫神 手置帆負神 彦狹知神 土崎神明社 幣殿屋根 拜殿 五橋 修理			拝殿等修理	昭和37	1962	-			4		下 18 最下 10.3	82		1.3	尖頭	スギ	無
30	奉鎮祭 屋敷久能知神 船豐受姫神 手置帆負神 彦狹知神 土崎神明社 拜殿 幣殿 修理	土崎神明社三百五十 年祭記念		拝殿等修理	昭和38	1963	-			5		22.1	22.1	95.3	1.5	尖頭	スギ	無
31	奉鎮祭 屋敷久能知神 船豐受姫神 手置帆負神 彦狹知神 神明社本殿 幣殿 修理			本殿等修理	昭和62	1987	-			6		26.5	20.8	120	2.9	尖頭	スギ	無

※番号は種別ごとの順番を示す

じょうおう じ ほうべんほっしんそんぎょう
淨應寺方便法身尊形

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 種 別 | 有形文化財（歴史資料） |
| 2 | 名称及び員数 | 淨應寺方便法身尊形 1 幅 |
| 3 | 所 在 地 | 大館市字大館 5 番地 |
| 4 | 所 有 者 | 淨應寺 |
| 5 | 制 作 年 | 文明15年（1483） |
| 6 | 材質・形状 | 絹本著色、軸装 |
| 7 | 寸 法 | 本紙縦62.7cm、横28.4cm |
| 8 | 説 明 | |

本資料は、大館市の淨應寺に創建時の本尊として伝わる阿弥陀如来の絵像である。

寺伝によると、開山の道願^{どうがん}は河内国の生まれで、元は武士であったが、出家して本願寺中興の祖である第8代法主の蓮如より絵像を下付され、その後浄土真宗の布教活動を行うようになった。一時、久保田寺内村（現秋田市寺内）に草庵を結んでいたが、明応年間（1492～1501）に北秋田郡片山村立杭^{たちくい}（現大館市片山）で淨應寺を創建し、本絵像を祀った。

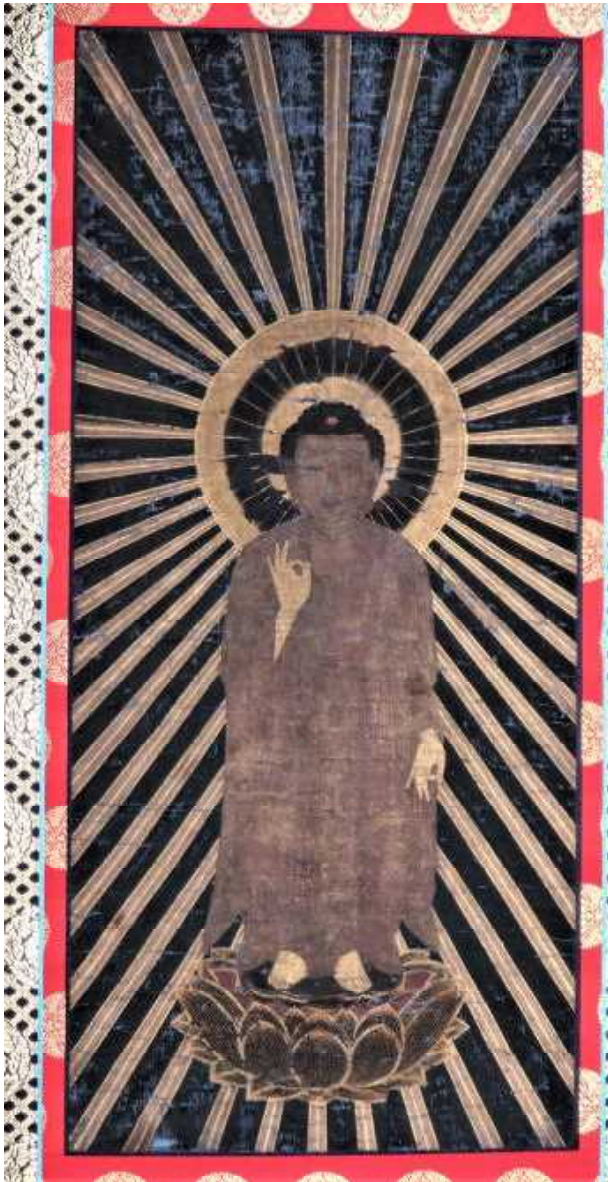
方便法身尊形は、蓮台に立つ阿弥陀如来が白毫^{びやくこう}から頭光^{ずこう}を透過して放射状に48本伸びる光明とともに、藍や群青の背景に金泥^{きんでい}や截金^{きりかね}によって描かれるのが一般的である。また、真宗において絵像は、名号^{みょうごう}と並んで本尊として位置付けられるものであり、門徒集団の要請で法主より下付されることが多かった。蓮如は教団拡大のため、積極的に自ら裏書きをした名号や絵像を下付した。

本絵像は一般的な方便法身尊形の描かれ方と一致しており、裏書きから、道願が久寶寺地区（現大阪府八尾市）で蓮如の門徒であったこと、文明15年に下付されたことなどが分かる。また、現在県内において紀年銘が確認できる絵像の中では最古の作例と言える。15世紀末より真宗寺院が県内各地に創建され、伝播が確認できるが、大館盆地では淨應寺が最古である。以降この地域で3か寺が創建されたことから、真宗の広まりをうかがうことができる。

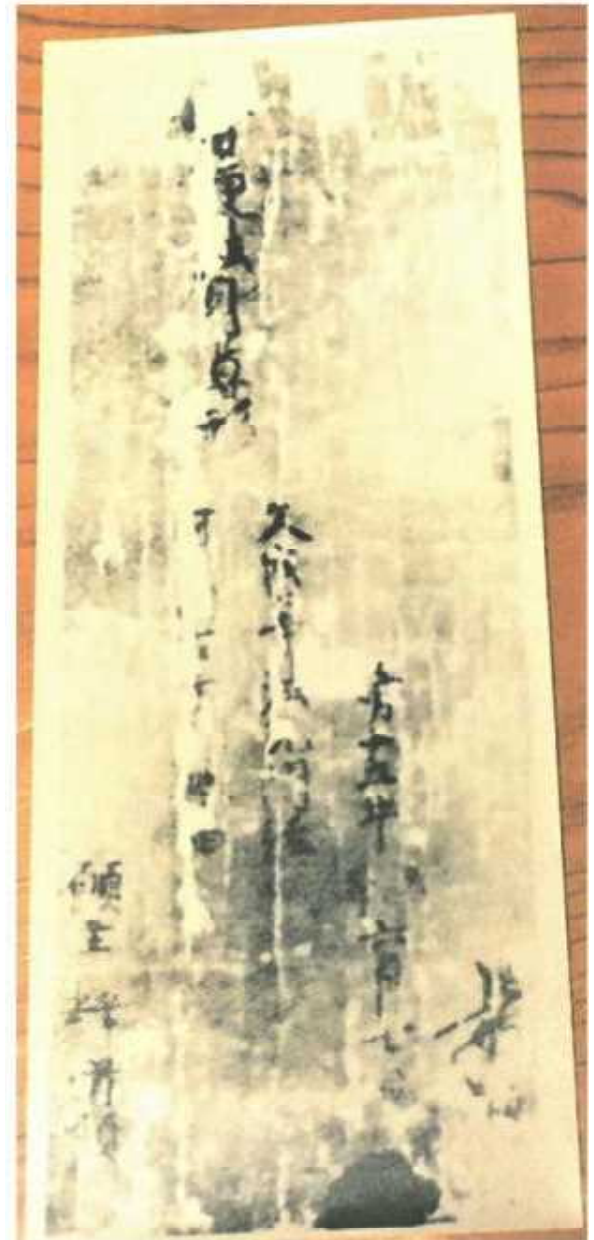
本絵像は現在県内で紀年銘が確認できる最古の方便法身尊形であり、蓮如より下付され当地に伝わったことが明らかなものである。真宗伝播の空白地域への真宗の広まりを示す資料として貴重である。

参考文献

- 秋田県教育委員会 『秋田の仏像と寺社什物Ⅰ』 平成28年(2016) 3月
井川芳治 「蓮如裏書の方便法身尊像考」『同朋仏教』第32号 平成9年(1997)12月
伊藤清郎、菅田慶信編 『中世出羽の宗教と民衆』 高志書院 平成14年(2002)12月
菅田慶信 「戦国期奥羽の本願寺教団」『白い国の詩』 平成15年(2003) 5月
菅田慶信 『中世奥羽の仏教』 高志書院 平成30年(2018) 5月



浄應寺方便法身尊形



陰士 (花押)

文明十五年 卯
癸 六月七日

方便法身尊形
久寶寺法光門徒
河内国古市郡譽田

願主 釋道願

浄應寺方便法身尊形裏書き

令和 6 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（１）

養護教諭・栄養教諭に係る秋田県教職キャリア指標の改訂について

秋田県教育委員会

養護教諭・栄養教諭に係る秋田県教職キャリア指標の改訂について

教育庁総務課

- 養護教諭・栄養教諭は、他の教員とは異なる専門性を有するとともに、その職務についても、採用段階から子どもたちの安全や健康課題等に対する個別的な対応を担うなど、授業における教科等の指導を日常的に行う教員とは異なる性格を有している。
- そのため、従来の指標について、「本県の教育課題への対応」の項目に「ＩＣＴの効果的な活用」を追加し、共通して求められる資質能力に関する指標を定めた。
- その改訂と併せて、養護教諭・栄養教諭に担うことが求められる職務について、学校全体で共通認識を図るとともに、業務におけるＩＣＴの効果的な活用を促進するため、今般、ステージ毎の成長を主とした従来の指標とは別に、「キャリアステージ全体で身に付けるべき能力・役割」を明確化した指標を新たに策定した。
- 管理職は、「新たに策定した指標」を参考にしながら、その職務や専門性を理解した上で、養護教諭・栄養教諭の研修の充実に向け、受講奨励（指導助言）を実施するとともに、安心安全な学校づくりと校内体制の整備に努めるものとする。

秋田県教職キャリア指標(養護教諭)～秋田の未来と教育を支える人材の育成を目指して～

資料1-1

◇学校経営ビジョンの理解と教職員の積極的な参画を支えるフォローアップの発揮 ◇評価システムを活用した学校運営状況の適切な評価と結果の分析 ◇管理職との連携による効果的な学校情報の発信と適切な情報収集 ◇地域人材・地域資源の有効活用のための連絡調整と工夫 ◇よりよい働き方を目指す校務分掌への提言・調整 ◇同僚性を育むベテラン教員としてのメンタリック役割の理解と実践 ◇地域と連携した学校の安全な教育環境の整備 ◇危機管理体制に基づく自校の教育課題への迅速な対応	組織運営力	学校マネジメント力	学校経営力	◇学校経営ビジョンの実現と組織を動かすリーダーシップの発揮 ◇学校運営状況の適切な評価、結果を踏まえた施策の改善及び人事評価の実施 ◇自校の特色や教育課題の解決に資する柔軟なカリキュラムの編成と実施 ◇校務に関する情報の収集・分析・活用と情報セキュリティシステムの構築 ◇よりよい働き方を目指す校務分掌の改善・整備 ◇教職員の勤務やメンタルヘルスに関する日常的な状況把握と校内ケア体制の確立 ◇地域との連携を通して安全で安心な学校づくりと危機管理体制の確立 ◇インクルーシブ教育システムの理念の共有と実現に向けた組織的取組の推進
◇カリキュラム・マネジメントを軸にした学校保健についての指導・助言 ◇学校保健を組織的に推進するためのロールモデルの提示	専門的指導力		外部折衝力	◇地域と学校との信頼関係の確立 ◇家庭や地域、関係機関との素早い連携と適切な対応の判断 ◇地域と学校相互の活性化を目指した地域人材・地域資源の有効活用
◇生徒指導におけるロールモデルの提示と指導・助言 ◇家庭や地域、関係機関との連携のロールモデルの提示と指導・助言 ◇自校の生徒指導やキャリア教育の課題を踏まえた改善策の提示と実施	生徒指導力 進路指導力		人材育成力	◇実践的なリーダーの育成を可能にする人材育成システムの構築 ◇適切な校務分掌による教職員の資質能力の向上 ◇授業観察や職務の実績に応じた適切な評価と指導・助言 ◇授業力等の向上に資する教員同士による効果的な校内研修の充実 ◇教員の資質向上に向けた主体的な研修受講への指導・助言
◇校務分掌の効果的な活用による若手教員の育成 ◇自校の教育課題の解決に資する研修等の企画・運営による教職員のスキルアップ	人材育成力			◇校内支援体制の整備・充実に向けたリーダーシップの発揮 ◇家庭や地域、関係機関との連携推進に向けた調整と教職員への指導・助言
◇特別支援教育におけるロールモデルの提示と指導・助言 ◇自校の特別支援教育の課題を踏まえた改善策の提示と実施	特別支援教育の 推進力		特別支援教育の 推進力	
教職経験活用・発展期【ベテラン教員】		第4ステージ		学校経営推進・充実期【副校長・教頭】
ベテラン教員としての自覚と責任をもち、多様な指導経験と広い視点から同僚・若手教員に指導及び助言をし、積極的に組織運営の改善に取り組む				管理職としての強い責任と自覚をもち、大局的な視点から特色ある教育活動を推進するとともに、直面する喫緊の教育課題に対応するマネジメント能力を発揮する

学び続ける
秋田の教師

- ◆学校経営推進・充実期
- 副校長研修・教頭研修
- ◆教職経験活用・発展期
- 実践的指導力発展研修

人事交流を活用した
資質能力の向上
Ⅰ 他県等との人事交流
Ⅱ 校種間の人事交流
Ⅲ 大学附属学校園との
人事交流
Ⅳ 一般行政部門との
人事交流

- ◆実践的指導力充実期
- 各分掌・主任等による研修
- 中堅教諭等資質向上研修
(採用11年目以降)
- 各主任研修

- ◆実践的指導力向上期
- 実践的指導力向上研修
(採用8年目)
- 教職5年目研修
(採用5年目)

- ◆実践的指導力習得期
- 実践的指導力習得研修
(採用2年目)
- 新規採用者研修

第3ステージ (目安:11年目～)	① ◇教育活動全体を通じた系統的・組織的なふるさと教育やキャリア教育の推進と充実 ◇体験的な活動の充実に向けた校種間連携と地域連携の推進と充実	① ◇学校保健計画・保健室経営計画に基づいた運営 ◇学校保健・保健室経営の多面的な評価と改善 ◇家庭や関係機関との連携に関するマネジメント	① ◇児童生徒一人一人の課題に対する指導・支援に係る校内組織等のマネジメント	① ◇各種情報の積極的な提供と校内外の関係者との連携・協働 ◇計画的・効果的な保健管理の実践と評価
実践的指導力充実期	② ◇「問い」を発する力を育成するための教育活動全体を見通した組織的な取組の推進と充実 ◇「問い」を発する力を育成し質を高めるための言語活動の推進と充実及び言語環境の整備と充実	② ◇学校経営方針に対する建設的な具申	② ◇児童生徒同士のコミュニケーションの促進を通してより望ましい集団づくり	② ◇児童生徒の健康課題解決を目指した指導計画の立案、実践、評価及び改善
中堅教員としての自覚をもち、積極的に学校経営に参画するとともに、主任等の分掌に必要な役割・職務に関して理解を深め、組織マネジメント能力を身に付ける 【推進と充実】	③ ◇学校教育目標の達成や学校保健の課題解決に向けた組織体制の推進と適切な指導・助言	③ ◇内外環境の把握・改善と学校の特色づくり	③ ◇家庭や地域等との積極的な連携・協働を生かした生徒指導	③ ◇早期発見・早期対応に向けた心身の健康課題の把握 ◇コーディネーター的な役割を果たした校内外の支援体制の充実
	④ ◇一貫した支援や適切な指導に向けた、個別的教育支援計画(合理的配慮を含む)及び個別の指導計画の活用推進と適切な指導・助言	④ ◇危機管理マネジメントの実行と評価	④ ◇特別な支援を必要とする児童生徒への組織的な支援と、関係機関との連携	④ ◇教職員、保護者及び地域の関係機関への保健室経営計画の周知 ◇課題解決型保健室経営の組織的な実践と評価、改善
		⑤ ◇他校種との接続を踏まえた各種連携の工夫 ◇情報教育の体系的なアプローチ		⑤ ◇児童生徒の健康課題解決に向けた体制づくりの推進 ◇学校保健マネジメントの実行と評価

第2ステージ (目安:4年目～10年目)	① ◇教育活動全体を通じたふるさと教育やキャリア教育の充実に向けた実践と改善 ◇キャリア発達の段階を踏まえた体験的な活動の充実に向けた実践と改善	① ◇学校経営の理解と保健室経営への反映 ◇学校保健に関する他の教職員への助言 ◇保護者への啓発活動	① ◇児童生徒一人一人の内面や背景の理解と全職員の連携による適切な指導・支援	① ◇情報の収集や分析、具体的計画の策定から事後措置までの計画的な保健管理の実践と改善
実践的指導力向上期	② ◇「問い」を発する力を育成するための教育活動全体を見通した実践と改善 ◇「問い」を発する力を育成するための言語活動の実践と改善及び言語環境の整備	② ◇学校保健計画への参画	② ◇児童生徒が互いに高め合おうとする集団づくりのための指導	② ◇学習指導要領、児童生徒の実態や発達の段階に応じた保健教育の実践、評価、改善と効果的な推進
積極的に学校保健経営に参画しようとする姿勢をもち、個々の個性・適性・分掌等に応じた資質能力を向上させる 【実践と改善】	③ ◇若手教員への学校保健や生徒指導などの実践的な研修を通じた助言	③ ◇コーチングの視点を生かした職務の協働的な遂行	③ ◇家庭との積極的な連携を生かした生徒指導の実践	③ ◇健康課題の背景の把握、支援方針・支援方法の検討、校内外の連携・協働というプロセスを踏まえた健康相談の実施
	④ ◇一貫した支援や適切な指導に向けた、個別的教育支援計画(合理的配慮を含む)及び個別の指導計画の活用と改善	④ ◇学校危機の洗い出しと未然防止策の策定と実践	④ ◇特別な支援を必要とする児童生徒の多様性の理解と、適切な指導・支援	④ ◇学校教育目標の具現化を図るための保健室経営計画の作成と目標達成に向けた実践
		⑤ ◇カリキュラム・マネジメントの視点に立った教育資源の活用 ◇情報モラルの理解と情報モラル教育の実践及び改善		⑤ ◇保健組織活動の企画運営への参画

第1ステージ (目安:初任～3年目)	① ◇キャリア教育の視点を生かしたふるさと教育の基本的な理解と実践 ◇地域に根ざしたキャリア教育の基本的な理解と実践	① ◇養護教諭としての責任の自覚 ◇保健室経営の基本的な理解と運営 ◇保護者への共感的理解に基づく対応	① ◇児童生徒の内面の理解と個々の問題に対する組織の一員としての対応	① ◇救急処置、健康診断、健康観察、疾病管理と予防、環境衛生等の保健管理に関する知識・技能の習得
実践的指導力習得期	② ◇「「問い」を発する子ども」を育成する取組についての基本的な理解と実践 ◇「問い」を発する力の育成の基盤となる言語活動の理解と実践	② ◇学校経営方針の理解と保健室経営への反映	② ◇基本的な生活習慣の確立のための指導	② ◇学習指導要領の内容の把握と専門性を生かした指導の理解
教員としての心構えや公務員としてのモラル、学校保健、学習指導要領や教育課程についての基礎的知識及び指導力を身に付ける 【理解と実践】	③ ◇児童生徒理解や健康づくりにおける自己の諸課題を解決する手段・方法の確認と実践	③ ◇学校組織における校務分掌の役割等の理解と職務の協働的な遂行	③ ◇家庭との連携を生かした生徒指導の推進	③ ◇学校保健安全法による健康相談の位置付けの理解と対応
	④ ◇一貫した支援や適切な指導に向けた、個別的教育支援計画(合理的配慮を含む)及び個別の指導計画の理解と活用	④ ◇学校安全管理への意識付け	④ ◇特別な支援を必要とする児童生徒の特性の理解と把握	④ ◇学校教育目標の理解と児童生徒の健康課題等を踏まえた、保健室経営計画の立案と実施
		⑤ ◇地域人材と教育資源の把握と活用 ◇ICT活用の基本的理解と技能の習得		⑤ ◇保健組織活動の意義の理解

研修段階 各キャリアステージで求められる資質能力	本県の教育課題への対応	マネジメント能力	生徒指導力	専門的指導力
	【本県の共通教育課題】 ①ふるさと教育・キャリア教育の推進 ②「問い」を発する子ども」の育成 ③若手教員の指導力向上 ④特別支援教育の推進 ⑤ICTの効果的な活用	①教育課程の理解と実践 ②教育目標の保健室経営への反映 ③学校経営への参画 ④危機に対応できる管理能力 ⑤地域人材や資源、教育情報の活用	①個に応じて指導・支援する力 ②集団に対して指導・支援する力 ③家庭と共に課題を克服する力	①保健管理の実践力 ②保健教育の推進力 ③児童生徒理解に基づく健康相談実践力 ④保健室経営の実践力 ⑤保健組織活動の推進力
		特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて指導・支援する力		
	ICT活用の特性・強みを踏まえ、校務等において効果的に活用するとともに、役割と専門性を最大限発揮する力			

全てのキャリアステージで求められる教員としての基礎的素養

ふるさとを愛し支える自覚と志 教員としての使命感・倫理観・責任感 豊かな人間性と教育への情熱 課題を追究する創造的探究力

採用

採用段階 採用段階で 求められる 人材像	使命感・倫理観 教育者としての強い使命感と高い倫理観を身に付けている	教育的愛情と共感的理解 協調性と豊かなコミュニケーション能力を有している	教育的愛情と共感的理解 教育的愛情にあふれ、特別な支援を必要とする児童生徒を含め全ての児童生徒の心身の状況を踏まえ、受容的・共感的に理解ができる	豊かな人間性と探究力 個性豊かでたくましく、常に学び続ける探究力を有している	専門的知識 学校保健等に関する深い専門的知識と広く豊かな教養をICT活用も含め身に付けている
県内各大学と県教育委員会の連携 による人材育成					
□インターンシップの制度化の検討 □教職大学院生に対する優遇制度					
□「教師塾」等への支援 □県が求める教員の資質能力のビジョンの共有					
養成段階 育成する教員の 資質能力の 基盤	専門職としての自覚と責任 □教師としての使命感と倫理観 □教育力の向上への心構え □自己管理と心身の健康	協働性と開かれた学校づくり □円滑な意思疎通や関係性の構築 □組織の一員としての自覚と協力 □家庭や地域社会との連携	子どもへの共感的理解と集団づくり □子どもと集団の理解 □個と集団のバランスの取れた保健室経営 □子どもの個性の伸長と自立心の育成 □特別な教育的ニーズと支援に関する理解	健康づくりと豊かな学びの創造 □教育課程の編成に関する理解 □教育内容・教材に関する理解 □ICT活用も含め効果的な指導方法に関する理解	豊かな人間性と社会性 教師の専門性～子ども理解と学校保健の基礎～

高等学校段階からの
教員養成の取組

ミニミニ教育実習の実施

教員養成系大学附属校における
研究会の参観

地域の小・中学校での教職職場体験や
学習ボランティア活動の実施

関連する研修・事業等

教員(養護教諭)養成系大学と
秋田県教育委員会
との連携
Ⅰ 秋田県教職キャリア協議会
への参加(の開催)
Ⅱ 県主催事業への参加や総合
教育センターの公開講演等
の聴講
・研究発表会等
Ⅲ 各大学が行っている事業を
活用した相互交流
・あきたの教師力高度化
フォーラムへの参加等

秋田県教職キャリア指標(栄養教諭)～秋田の未来と教育を支える人材の育成を目指して～

資料1-2

◇学校経営ビジョンの理解と教職員の積極的な参画を支えるフォローアップの発揮 ◇評価システムを活用した学校運営状況の適切な評価と結果の分析 ◇管理職との連携による効果的な学校情報の発信と適切な情報収集 ◇地域人材・地域資源の有効活用のための連絡調整と工夫 ◇よりよい働き方を目指す校務分掌への提言・調整 ◇同僚性を育むベテラン教員としてのメンターの役割の理解と実践 ◇地域と連携した学校の安全な教育環境の整備 ◇危機管理体制に基づく自校の教育課題への迅速な対応	組織運営力	学校マネジメント力	学校経営力	◇学校経営ビジョンの実現と組織を動かすリーダーシップの発揮 ◇学校運営状況の適切な評価、結果を踏まえた施策の改善及び人事評価の実施 ◇自校の特色や教育課題の解決に資する柔軟なカリキュラムの編成と実施 ◇校務に関する情報の収集・分析・活用と情報セキュリティシステムの構築 ◇よりよい働き方を目指す校務分掌の改善・整備 ◇教職員の勤務やメンタルヘルスに関する日常的な状況把握と校内ケア体制の確立 ◇地域との連携を通じた安全で安心な学校づくりと危機管理体制の確立 ◇インクルーシブ教育システムの理念の共有と実現に向けた組織的取組の推進
◇カリキュラム・マネジメントを軸にした授業改善についての指導・助言 ◇食に関する指導(学校給食の管理を含む)における探究型授業を組織的に推進するための ロールモデルの提示	専門的指導力		外部折衝力	◇地域と学校との信頼関係の確立 ◇家庭や地域、関係機関との素早い連携と適切な対処の判断 ◇地域と学校相互の活性化を目指した地域人材・地域資源の有効活用
◇生徒指導におけるロールモデルの提示と指導・助言 ◇家庭や地域、関係機関との連携のロールモデルの提示と指導・助言 ◇自校の生徒指導やキャリア教育の課題を踏まえた改善策の提示と実施	生徒指導力 進路指導力		人材育成力	◇実践的なリーダーの育成を可能にする人材育成システムの構築 ◇適切な校務分掌による教職員の資質能力の向上 ◇授業観察や職務の実績に応じた適切な評価と指導・助言 ◇授業力等の向上に資する教員同士による効果的な校内研修の充実 ◇教員の資質向上に向けた主体的な研修受講への指導・助言
◇校務分掌の効果的な活用による若手教員の育成 ◇自校の教育課題の解決に資する研修等の企画・運営による教職員のスキルアップ	人材育成力			
◇特別支援教育におけるロールモデルの提示と指導・助言 ◇自校の特別支援教育の課題を踏まえた改善策の提示と実施	特別支援教育の 推進力		特別支援教育の 推進力	◇校内支援体制の整備・充実に向けたリーダーシップの発揮 ◇家庭や地域、関係機関との連携推進に向けた調整と教職員への指導・助言
教職経験活用・発展期【ベテラン教員】		第4ステージ		学校経営推進・充実期【副校長・教頭】
ベテラン教員としての自覚と責任をもち、多様な指導経験と広い視点から同僚・若手教員に指導及び助言をし、積極的に組織運営の改善に取り組む				管理職としての強い責任と自覚をもち、大局的な視点から特色ある教育活動を推進するとともに、直面する喫緊の教育課題に対応するマネジメント能力を発揮する

第3ステージ (目安:11年目～)	◇教育活動全体を通じた系統的・組織的なふさと教育やキャリア教育の推進と充実 ◇体験的な活動の充実に向けた校種間連携と地域連携の推進と充実	①	◇学校経営案に基づいた食に関する指導及び学校給食の管理と運営 ◇食に関する指導及び学校給食の管理の多面的な評価と改善 ◇家庭や関係機関との連携に関するマネジメント	①	◇児童生徒一人一人の課題に対する指導・支援に係る校内組織等のマネジメント	①	◇児童生徒の実態や学校・地域の特色に応じた献立作成と調理方法の指導・助言
実践的指導力充実期	◇「問い」を発する力を育成するための教育活動全体を見通した組織的な取組の推進と充実 ◇「問い」を発する力を育成し質を高めるための言語活動の推進と充実及び言語環境の整備と充実	②	◇学校経営方針に対する建設的な具申	②	◇児童生徒同士のコミュニケーションの促進を通じたより望ましい学級集団づくりへの指導・助言	②	◇学校生活全般における衛生管理の実施と教職員や調理員に対する適切な指導・助言及び課題の改善
中堅教員としての自覚をもち、積極的に学校経営に参画するとともに、主任等の分掌に必要な役割・職務に関して理解を深め、組織マネジメント能力を身に付ける	◇教科等の指導における食に関する指導の実践をもとにした適切な指導・助言 ◇一貫した支援や適切な指導に向けた、個別的教育支援計画(合理的配慮を含む)及び個別の指導計画の活用推進と適切な指導・助言	③	◇内外環境の把握・改善と学校の特色づくり	③	◇家庭や地域等との積極的な連携・協働	③	◇教職員と連携した教科等における食に関する指導の充実と評価指標に基づいた評価と改善
【推進と充実】		④	◇食の安全等危機管理マネジメントの実行と評価	④	◇特別な支援を必要とする児童生徒への組織的な支援と、関係機関との連携	④	◇教職員、保護者及び関係機関と連携した健康課題に対する個別的な相談指導等の対応や指導の適切な実施
		⑤	◇他校種との接続を踏まえた各種連携の工夫 ◇食に関する指導における情報教育の推進	⑤		⑤	

第2ステージ (目安:4年目～10年目)	◇教育活動全体を通じたふさと教育やキャリア教育の充実に向けた実践と改善 ◇キャリア発達の段階を踏まえた体験的な活動の充実に向けた実践と改善	①	◇学校経営の理解と食に関する指導及び学校給食の管理への反映 ◇食に関する指導について、家庭との関わり等に対する他の教職員への助言 ◇保護者への啓発活動	①	◇児童生徒一人一人の内面や背景の理解と全職員の連携による適切な指導・支援	①	◇児童生徒の実態把握と学校給食実施基準等を配慮した献立作成や調理指導(地場産物の活用)
実践的指導力向上期	◇「問い」を発する力を育成するための教育活動全体を見通した実践と改善 ◇「問い」を発する力を育成するための言語活動の実践と改善及び言語環境の整備	②	◇食に関する指導に係る全体計画に対する建設的な具申	②	◇児童生徒が互いに高め合うための学級集団づくりへの指導・助言	②	◇学校給食施設・設備や調理作業及び学校の課題を的確に捉えた指導・助言
積極的に学校経営に参画しようとする姿勢をもち、個々の個性・適性・分掌等に応じた資質能力を向上させる	◇若手教員同士による生徒指導や授業分析などの実践的な研修を通じた助言 ◇一貫した支援や適切な指導に向けた、個別的教育支援計画(合理的配慮を含む)及び個別の指導計画の活用と改善	③	◇コーチングの視点を生かした職務の協働的な遂行	③	◇家庭との積極的な連携を生かした生徒指導の実践	③	◇教職員と連携した学校給食の教材化と発達の段階に応じた教科等での食に関する指導の計画作成と実施
【実践と改善】		④	◇学校危機の洗い出しと未然防止策の策定と実践	④	◇特別な支援を必要とする児童生徒の多様性の理解と、適切な指導・支援	④	◇教職員や保護者と連携した健康課題に対する個別的な相談指導等の対応と指導
		⑤	◇カリキュラム・マネジメントの視点に立った資源の活用 ◇情報モラルの理解と情報モラル教育の実践及び改善	⑤		⑤	

第1ステージ (目安:初任～3年目)	◇キャリア教育の視点を生かしたふさと教育の基本的な理解と実践 ◇地域に根ざしたキャリア教育の基本的な理解と実践	①	◇栄養教諭としての責任の自覚 ◇食に関する指導と学校給食の管理への基本的な理解と運営 ◇保護者への共感的理解に基づく対応	①	◇児童生徒の内面の理解と個々の問題に対する組織の一員としての対応	①	◇成長期の栄養を理解し、学校給食実施基準に基づいた献立作成
実践的指導力習得期	◇“「問い」を発する子ども”を育成する取組についての基本的理解と実践 ◇「問い」を発する力の育成の基盤となる言語活動の理解と実践	②	◇学校・学年経営方針の理解と食に関する指導と学校給食の管理への反映	②	◇基本的な生活習慣の確立のための指導・助言	②	◇学校給食衛生管理基準の理解(調理員への指導含む)
教員としての心構えや公務員としてのモラル、学習指導要領、教育課程、食に関する指導、学校給食の管理についての基礎的知識及び指導力を身に付ける	◇児童生徒理解や食に関する指導における自己の諸課題を解決する手段・方法の確認と実践 ◇一貫した支援や適切な指導に向けた、個別的教育支援計画(合理的配慮を含む)及び個別の指導計画の理解と活用	③	◇学校組織における校務分掌の役割等の理解と職務の協働的な遂行	③	◇家庭との連携を生かした生徒指導の推進	③	◇教育活動全体を通じた食に関する指導を推進する重要性への理解
【理解と実践】		④	◇校内分掌における安全管理への意識付け	④	◇特別な支援を必要とする児童生徒の特性の理解と把握	④	◇児童生徒の健康課題に対する実態把握と教職員や保護者と連携した対応
		⑤	◇地域人材と資源の把握と活用 ◇ICT活用の基本的理解と技能の習得	⑤		⑤	

研修段階 各キャリアステージで求められる資質能力	本県の教育課題への対応	マネジメント能力	生徒指導力	専門的指導力
	【本県の共通教育課題】 ①ふさと教育・キャリア教育の推進 ②“「問い」を発する子ども”の育成 ③若手教員の指導力向上 ④特別支援教育の推進 ⑤ICTの効果的な活用	①教育課程の理解と実践 ②教育目標の食に関する指導への反映 ③学校経営への参画 ④危機に対応できる管理能力 ⑤地域人材や資源、教育情報の活用	①個に応じて指導・支援する力 ②集団に対して指導・支援する力 ③家庭と共に課題を克服する力	①学校給食実施基準に基づいた栄養管理の実践力 ②学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理の実践力 ③給食の時間や各教科等における食に関する指導の推進力 ④食に関する健康課題(偏食や肥満・痩身、食物アレルギー、スポーツ栄養等)を有する児童生徒に対する個別的な指導の推進力
		特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて指導・支援する力 ICT活用の特性・強みを踏まえ、校務等において効果的に活用するとともに、役割と専門性を最大限発揮する力		

全てのキャリアステージで求められる教員としての基礎的素養

ふさとを愛し支える自覚と志	教員としての使命感・倫理観・責任感	豊かな人間性と教育への情熱	課題を追究する創造的探究力
---------------	-------------------	---------------	---------------

採用

採用段階 採用段階で 求められる 人材像	使命感・倫理観	教育的愛情と共感的理解	教育的愛情と共感的理解	豊かな人間性と探究力	専門的知識
	教育者としての強い使命感と高い倫理観を身に付けている	協調性と豊かなコミュニケーション能力を有している	教育的愛情にあふれ、特別な支援を必要とする児童生徒を含め全ての児童生徒の心身の状況を踏まえ、受容的・共感的に理解ができる	個性豊かでたくましく、常に学び続ける探究力を有している	食に関する指導と学校給食の管理に関する深い専門的知識や広く豊かな教養をICT活用も含め身に付けている
養成段階 育成する教員の 資質能力の 基盤	県内各大学と県教育委員会の連携 による人材育成				□「教師塾」等への支援 □県が求める教員の資質能力のビジョンの共有
	□インターンシップの制度化の検討 □教職大学院生に対する優遇制度				
	専門職としての自覚と責任	協働性と開かれた学校づくり	子どもへの共感的理解	食育推進と豊かな学びの創造	
	□教師としての使命感と倫理観 □教育力の向上への心構え □自己管理と心身の健康	□円滑な意思疎通や関係性の構築 □組織の一員としての自覚と協力 □家庭や地域社会との連携	□子どもと集団の理解 □個と集団のバランスの取れた学級経営への理解 □子どもの個性の伸長と自立心の育成 □特別な教育的ニーズと支援に関する理解	□教育課程における食に関する指導の位置付けの理解 □ICT活用も含め食に関する指導の内容及び教材についての理解 □学校給食の管理に関する理解	
	豊かな人間性と社会性		教師の専門性～子ども理解と授業づくりの基礎～		

高等学校段階からの教員養成の取組

ミニミニ教育実習の実施

教員養成系大学附属校における研究会の参観

地域の小・中学校での教職職場体験や学習ボランティア活動の実施

関連する研修・事業等

※学校栄養職員の研修等については、本指標を活用してください。

学び続ける秋田の教師

◆学校経営推進・充実期

○副校長研修・教頭研修

◆教職経験活用・発展期

○実践的指導力発展研修

人事交流を活用した資質能力の向上

- I 他県等との人事交流
II 校種間の人事交流
III 大学附属学校園との人事交流
IV 一般行政部門との人事交流

◆実践的指導力充実期

○各分掌・主任等による研修

○中堅教諭等資質向上研修(採用11年目以降)

○各主任研修
※栄養教諭研修会(年1回)
※栄養教諭・学校栄養職員研修(年1回)

◆実践的指導力向上期

○実践的指導力向上研修(採用8年目)

○教職5年目研修(採用5年目)

※栄養教諭研修会(年1回)
※栄養教諭・学校栄養職員研修(年1回)

◆実践的指導力習得期

○実践的指導力習得研修(採用2年目)

○新規採用者研修

※栄養教諭研修会(年1回)
※栄養教諭・学校栄養職員研修(年1回)

教員(栄養教諭)養成系大学と秋田県教育委員会との連携

- I 秋田県教職キャリア協議会への参加(の開催)
II 県主催事業への参加や総合教育センターの公開講演等の聴講・研究発表会等
III 各大学が行っている事業を活用した相互交流・あきたの教師力高度化フォーラムへの参加等

キャリアステージ全体で身に付けるべき能力・役割の明確化（養護教諭）

～ICT活用の特性・強みを踏まえ、校務等において効果的に活用するとともに、役割と専門性を最大限発揮する力～

キャリアステージ全体	養護教諭に担うことが求められる職務	ICTの効果的な活用
第4ステージ（ベテラン教員） 教職経験活用・発展期 ベテラン教員としての自覚と責任をもち、多様な指導経験と広い視点から同僚・若手教員に指導及び助言をし、積極的に組織運営の改善に取り組む	【救急処置】 ・学校の管理下において生じた傷病について、応急的な救急処置を行う ・症状等の見極め、医療機関への受診の要否の判断・対応を行い、保健指導など適切な事後措置を行う ・校内における組織的な救急体制を整備する ・緊急事態への対応に係る校内研修の企画・実施を積極的に主導する	◆タブレット端末を活用した保健指導 ◆健康観察集計のデジタル化 ◆校務支援システムを活用した校務の効率化 ◆健康相談及び保健指導や保護者との連絡・相談におけるオンラインツールの活用 ◆学校医、学校歯科医、学校薬剤師等との情報共有・相談、研修等への参画等におけるオンラインツールの活用
第3ステージ （目安：11年目～） 実践的指導力充実期 中堅教員としての自覚をもち、積極的に学校経営に参画するとともに、主任等の分掌に必要な役割・職務に関して理解を深め、組織マネジメント能力を身に付ける 【推進と充実】	【健康観察】 【疾病の管理・予防】 ・健康観察の結果を管理職に報告し、必要な対応を講ずる ・ICTを活用し健康状態の把握を管理する ・児童生徒等に自己の疾病や生活管理の必要性等を理解できるよう指導する	
第2ステージ （目安：4年目～10年目） 実践的指導力向上期 積極的に学校保健経営に参画しようとする姿勢をもち、個々の個性・適性・分掌等に応じた資質能力を向上させる 【実践と改善】	【健康相談】 ・校内外の関係者と健康相談に対応するための体制を構築する ・児童生徒等の立場に立った様々なチャンネルにより相談できる体制を整える	
第1ステージ （目安：初任～3年目） 実践的指導力習得期 教員としての心構えや公務員としてのモラル、学校保健、学習指導要領や教育課程についての基礎的知識及び指導力を身に付ける 【理解と実践】	【保健室経営】 【保健組織活動】 ・学校教育目標や学校保健目標等を受けて、具現化を図るための保健室経営計画を作成する ・保健室経営計画を職員会議や学校保健委員会等の場を活用しすべての教職員との間で共通理解を図る ・学校保健活動を組織的に推進するため学校保健委員会等での検討を主導し、学校保健計画の策定に中心的な役割を果たす	

キャリアステージ全体で身に付けるべき能力・役割の明確化（栄養教諭）

～ICT活用の特性・強みを踏まえ、校務等において効果的に活用するとともに、役割と専門性を最大限発揮する力～

キャリアステージ全体	栄養教諭に担うことが求められる職務	ICTの効果的な活用
第4ステージ（ベテラン教員） 教職経験活用・発展期 ベテラン教員としての自覚と責任をもち、多様な指導経験と広い視点から同僚・若手教員に指導及び助言をし、積極的に組織運営の改善に取り組む	【各教科等における指導への参画】 - 各教科等の教諭と連携を図り、学校教育活動全体における食に関する指導内容を体系的に構築する - 食に関する指導について目的を明確にし、指導効果の向上を図る支援を行う - 積極的に指導に参画し、食に関する指導の機会の充実を図る - 各教科等における指導に参加し、授業で利用できる教材作成などを行う	◆複数の学級や学校における情報共有・食に関する指導等でのオンラインツールの活用 ◆効率的な学校給食の管理業務や家庭等への発信におけるオンラインツールの活用 ◆ソフトウェアやアプリを活用した事務の効率化 ◆給食運営業務のデジタル化
第3ステージ （目安：11年目～） 実践的指導力充実期 中堅教員としての自覚をもち、積極的に学校経営に参画するとともに、主任等の分掌に必要な役割・職務に関して理解を深め、組織マネジメント能力を身に付ける 【推進と充実】	【食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導】 - 健康課題を踏まえた個別指導の校内体制づくりを行う - 児童生徒、日常的な相談指導を行う学級担任に対し、支援を行う	
第2ステージ （目安：4年目～10年目） 実践的指導力向上期 積極的に学校経営に参画しようとする姿勢をもち、個々の個性・適性・分掌等に応じた資質能力を向上させる 【実践と改善】	【栄養管理（献立作成）】 - 家庭や地域の実態を把握し、児童生徒の健康課題の解決に向けた献立作成を行う - 学級担任等による食に関する指導を見据えた献立作成を行う - 児童生徒の実態を把握し、学校実施基準に基づいた適切な栄養管理を行う - 学校給食摂取基準や食品構成に配慮した献立作成を行う	
第1ステージ （目安：初任～3年目） 実践的指導力習得期 教員としての心構えや公務員としてのモラル、学習指導要領、教育課程、食に関する指導、学校給食の管理についての基礎的知識及び指導力を身に付ける 【理解と実践】	【学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理】 - 衛生管理者として衛生管理を行い、業務内容の整理や分担を行い効率化を図る - 学校給食衛生管理基準に基づき、日常的または定期的な点検を行い衛生管理に努める - 衛生管理に関する指導を行う際には、児童生徒や教職員に指導・助言を行う - 学校薬剤師等の協力を得て施設設備に問題がある場合は報告を行い、必要な措置を講ずる	

令和 6 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（2）

令和 6 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

秋田県教育委員会

令和6年3月卒業予定者の就職内定状況について(公務員を除く)

令和6年2月29日現在

高 校 教 育 課

(公立全日制)

1 卒業予定者数 **5,780** 人

2 就職内定状況(公務員を除く)

地 区		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者 数
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
県 北	今年度	1,369	369	367	99.5%	240	239	99.6%	129	128	99.2%	2
	前年度	1,390	361	359	99.4%	254	253	99.6%	107	106	99.1%	2
中 央	今年度	2,654	558	557	99.8%	435	434	99.8%	123	123	100.0%	1
	前年度	2,815	616	608	98.7%	497	492	99.0%	119	116	97.5%	8
県 南	今年度	1,757	399	399	100.0%	277	277	100.0%	122	122	100.0%	0
	前年度	1,946	469	468	99.8%	336	335	99.7%	133	133	100.0%	1
県全体	今年度	5,780	1,326	1,323	99.8%	952	950	99.8%	374	373	99.7%	3
	前年度	6,151	1,446	1,435	99.2%	1,087	1,080	99.4%	359	355	98.9%	11
	増 減	-371	-120	-112	+0.6	-135	-130	+0.4	+15	+18	+0.8	-8

- ① 公立全日制就職内定率 **99.8%** (前年同期比 **+0.6** ポイント)
 県内就職内定率 **99.8%** (前年同期比 **+0.4** ポイント)
 県外就職内定率 **99.7%** (前年同期比 **+0.8** ポイント)

② 地区別内定率等

県内就職内定率は、県北地区は前年同期比 ± 0.0 ポイント 中央地区は $+0.8$ ポイント 県南地区 $+0.3$ ポイント

県外就職内定率は、県北地区は前年同期比 $+0.1$ ポイント 中央地区は $+2.5$ ポイント 県南地区 ± 0.0 ポイント

- ③ 就職希望者数は、1,326人であり、前年同期比で -120人
 就職内定者数は、1,323人であり、前年同期比で -112人

(公立全日制＋公立定時制＋私立高校)

		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者 数
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
全日制		5,780	1,326	1,323	99.8%	952	950	99.8%	374	373	99.7%	3
定時制		150	65	56	86.2%	52	44	84.6%	13	12	92.3%	9
私 立		631	109	103	94.5%	96	90	93.8%	13	13	100.0%	6
全県総計	今年度	6,561	1,500	1,482	98.8%	1,100	1,084	98.5%	400	398	99.5%	18
	前年度	7,001	1,615	1,592	98.6%	1,226	1,208	98.5%	389	384	98.7%	23
	増 減	-440	-115	-110	+0.2	-126	-124	±0.0	+11	+14	+0.8	-5

令和6年3月卒業予定者の就職内定状況について(公務員を含む)

令和6年2月29日現在

高 校 教 育 課

①公立高校全日制

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	952	950	99.8%	2	-5
県外民間	374	373	99.7%	1	-3
小計	1,326	1,323	99.8%	3	-8
県内公務員	165	165	100.0%	0	-1
県外公務員	97	97	100.0%	0	-1
小計	262	262	100.0%	0	-2
合計	1,588	1,585	99.8%	3	-10

(前年同期比 +0.6ポイント)

②公立高校定時制

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	52	44	84.6%	8	+4
県外民間	13	12	92.3%	1	±0
小計	65	56	86.2%	9	+4
県内公務員	4	4	100.0%	0	±0
県外公務員	1	1	100.0%	0	±0
小計	5	5	100.0%	0	±0
合計	70	61	87.1%	9	+4

(前年同期比 -5.7ポイント)

③私立高校

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	96	90	93.8%	6	-1
県外民間	13	13	100.0%	0	±0
小計	109	103	94.5%	6	-1
県内公務員	14	14	100.0%	0	±0
県外公務員	3	3	100.0%	0	±0
小計	17	17	100.0%	0	±0
合計	126	120	95.2%	6	-1

(前年同期比 +1.0ポイント)

①+②+③県全体

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	1,100	1,084	98.5%	16	-2
県外民間	400	398	99.5%	2	-3
小計	1,500	1,482	98.8%	18	-5
県内公務員	183	183	100.0%	0	-1
県外公務員	101	101	100.0%	0	-1
小計	284	284	100.0%	0	-2
合計	1,784	1,766	99.0%	18	-7

(前年同期比 +0.3ポイント)

県内就職希望割合 71.9% 1,283 / 1,784 人 (前年同期比 -1.8ポイント)

〔	内訳 男	70.1%	775 / 1,106 人
	女	74.9%	508 / 678 人
〕			

県内就職の割合 71.7% 1,267 / 1,766 人 (前年同期比 -1.9ポイント)

〔	内訳 男	69.8%	766 / 1,097 人
	女	74.9%	501 / 669 人
〕			

令和 6 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（3）

令和 5 年度秋田県高等学校学習状況調査結果の概要について

秋田県教育委員会

令和 5 年度

秋田県高等学校学習状況調査

結果と分析

秋田県教育委員会

令和5年度秋田県高等学校学習状況調査 結果と分析

目 次

1 調査の概要について	1
2 学習状況調査について	2
(1) 学習状況調査の結果	2
(2) 学習状況調査の分析	11

令和5年度 学習状況調査について

1 調査の概要について

(1) 目的

進路志望、学習意欲、学習理解に関する現状等を把握し、その結果を分析することにより、各校における学習指導の改善・充実に資するとともに、授業改善の方向性を定め、高校教育の質の保証を図る。

(2) 対象生徒

高等学校の1年生、2年生

(3) 調査事項

学習状況調査

〔学習意欲、学習方法、学習環境〕

(4) 調査日

令和5年10月16日（月）～令和5年10月27日（金）

(5) 調査学校数・生徒数

① 学校数

県内のすべての県立、市立、私立高校の全日制及び定時制

② 生徒数

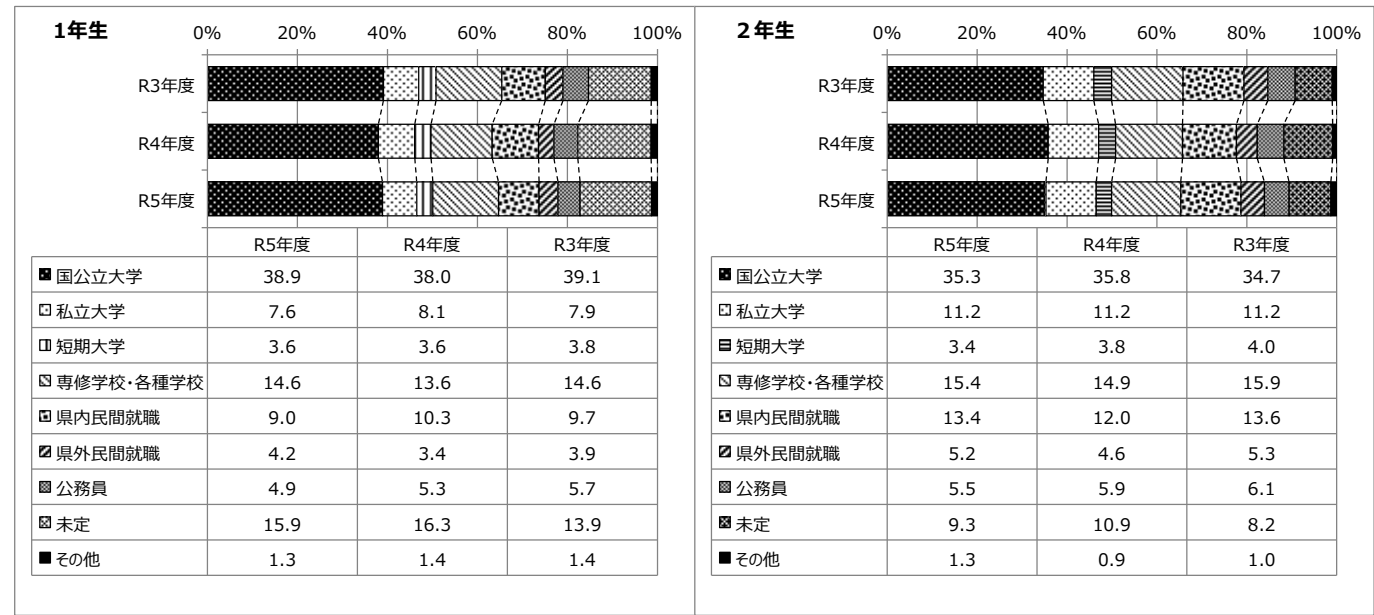
	1 年 生	2 年 生
公立全日制	5,664人 （ 96.8% ）	5,748人 （ 96.1% ）
公立定時制	171人 （ 85.1% ）	152人 （ 79.2% ）
私立全日制	671人 （ 88.2% ）	674人 （ 92.0% ）
合 計	6,506人 （ 95.5% ）	6,574人 （ 95.2% ）

※（ ）内の数値は、在籍する生徒に対する調査を受けた生徒の割合

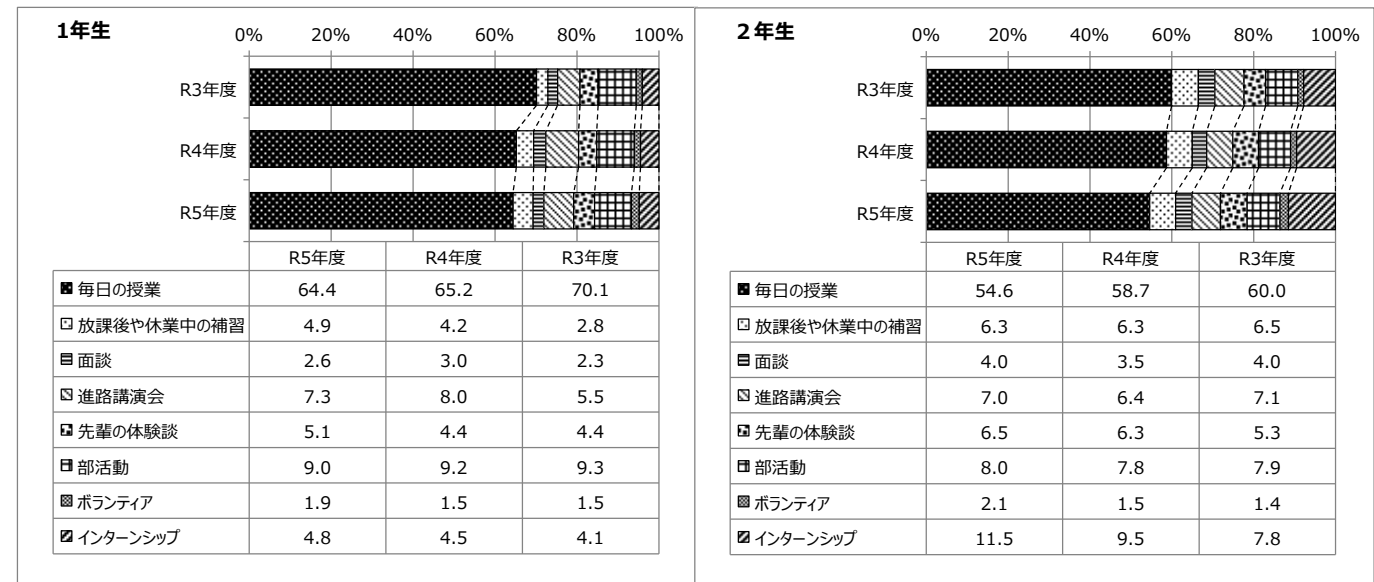
2 学習状況調査について

(1) 学習状況調査の結果

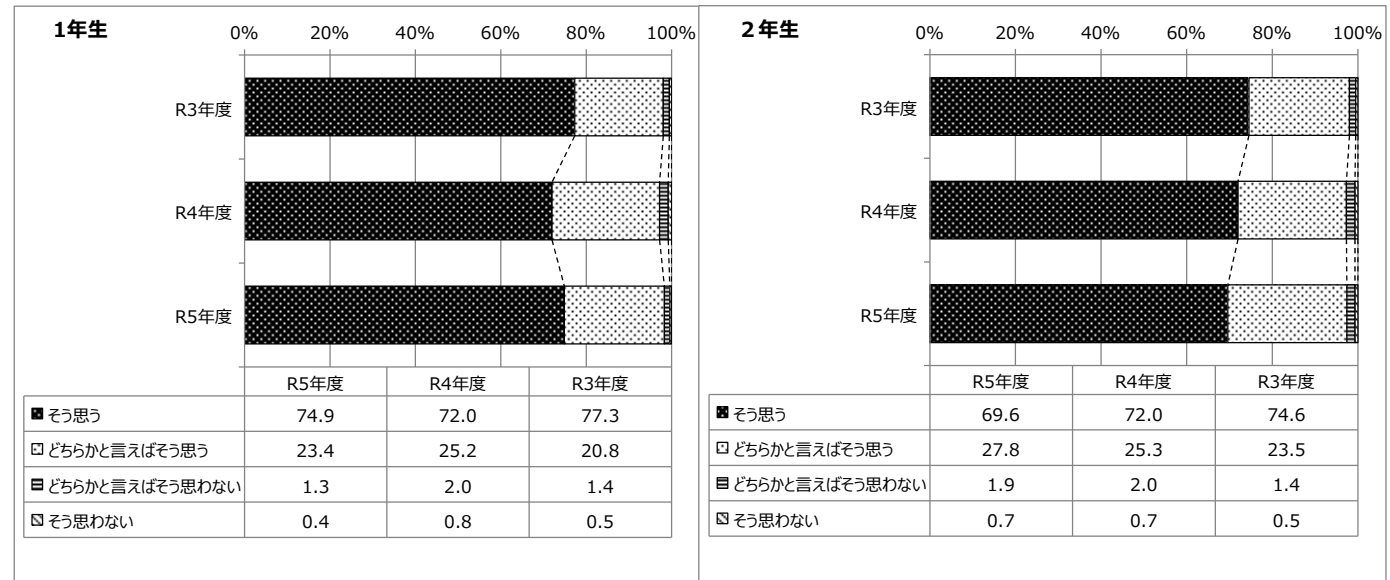
1-1 高校卒業後の進路として、現時点で希望しているのは次のうちどれですか。



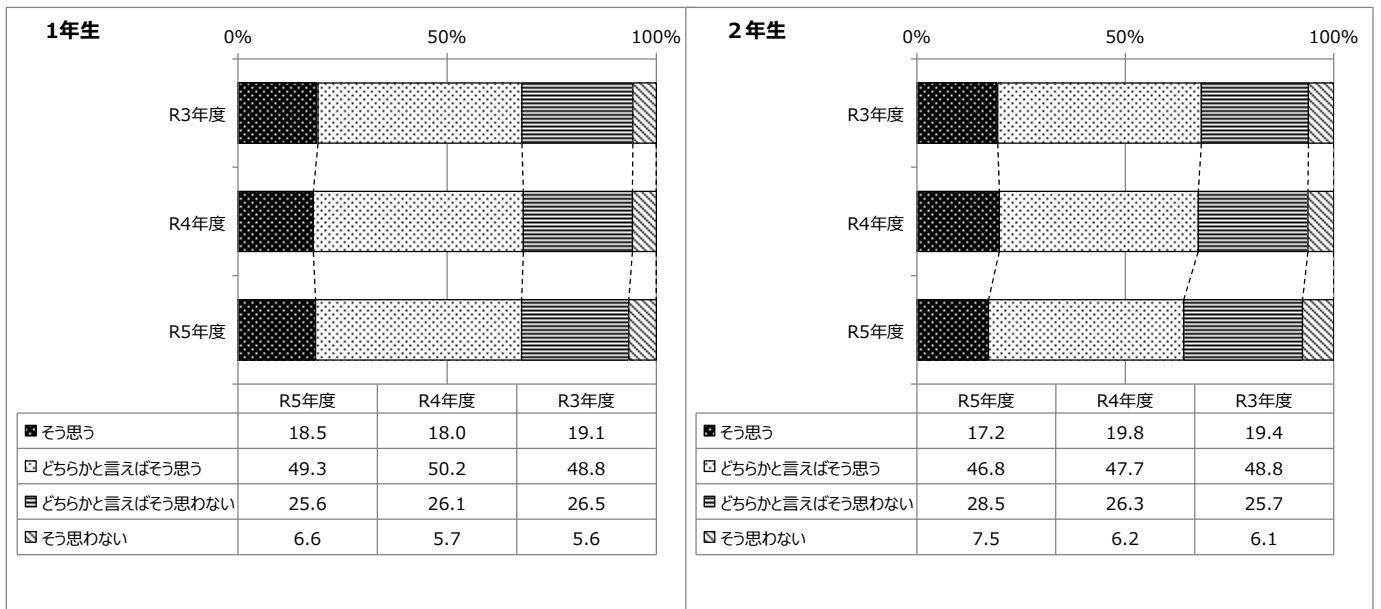
1-2 高校卒業後の進路達成に向けて、現時点で最も役立つと感じているものは次のうちどれですか。



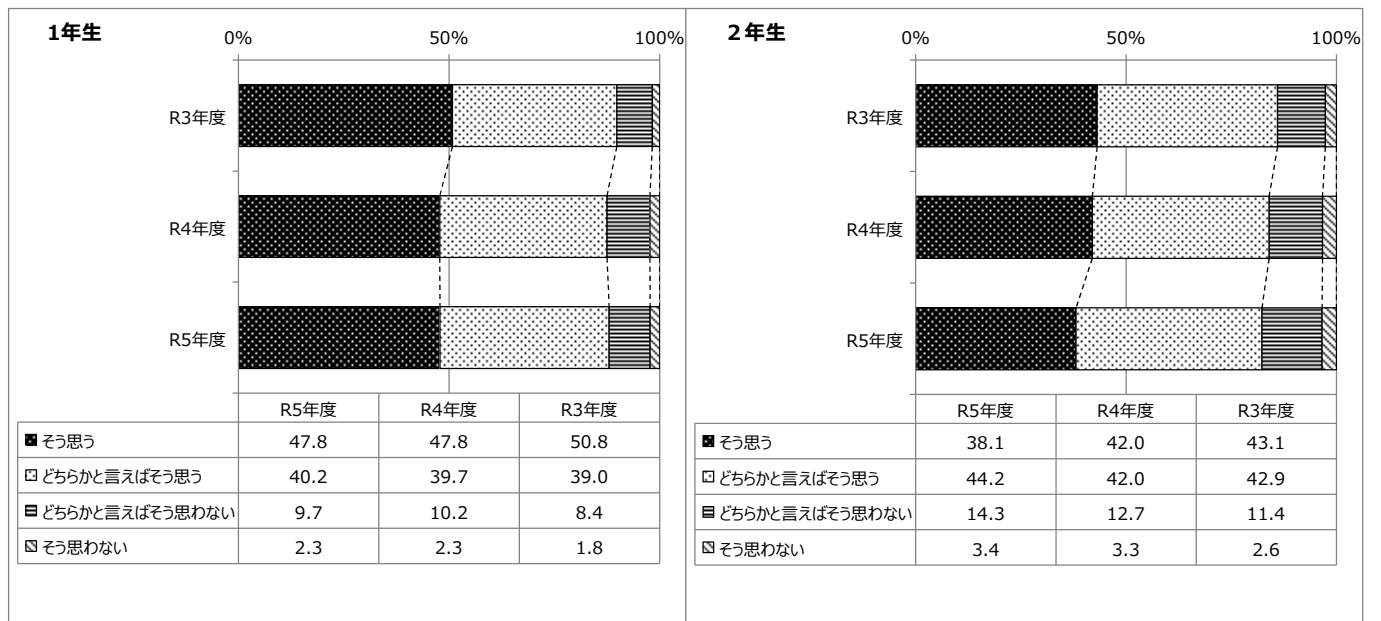
2-1 勉強をすることは大切だと思いますか。



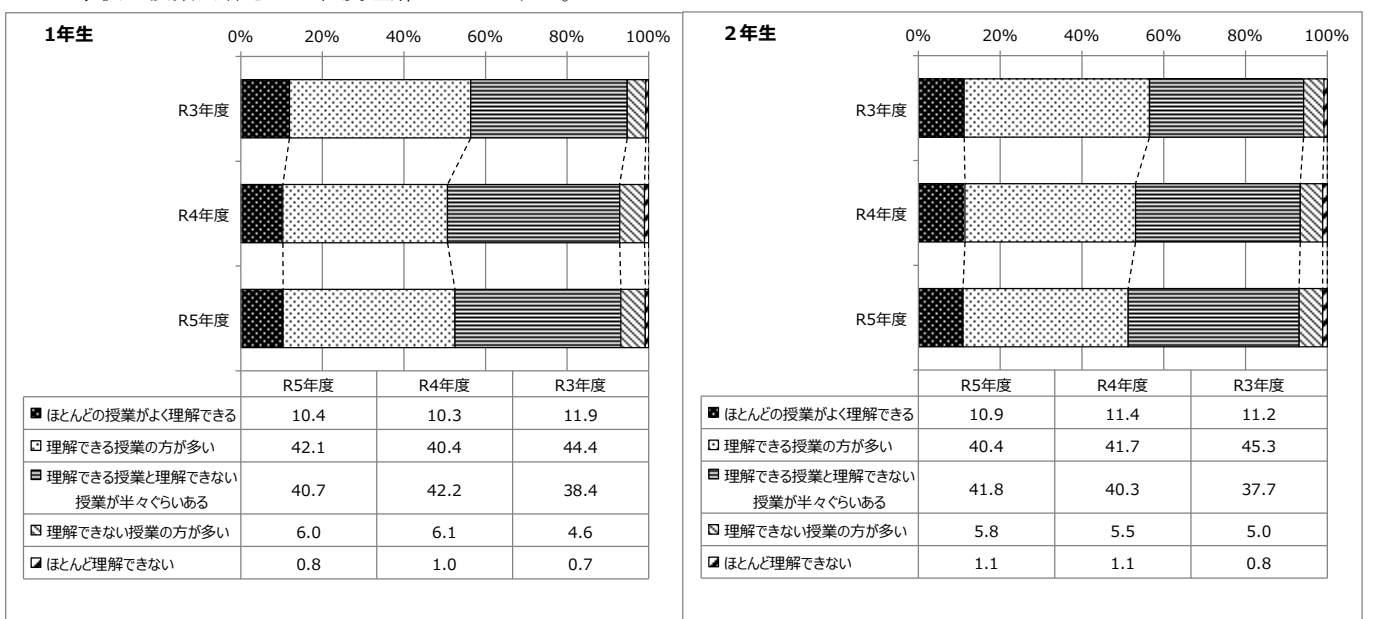
2-2 勉強をすることに対して興味・関心をもって意欲的に取り組んでいると思いますか。



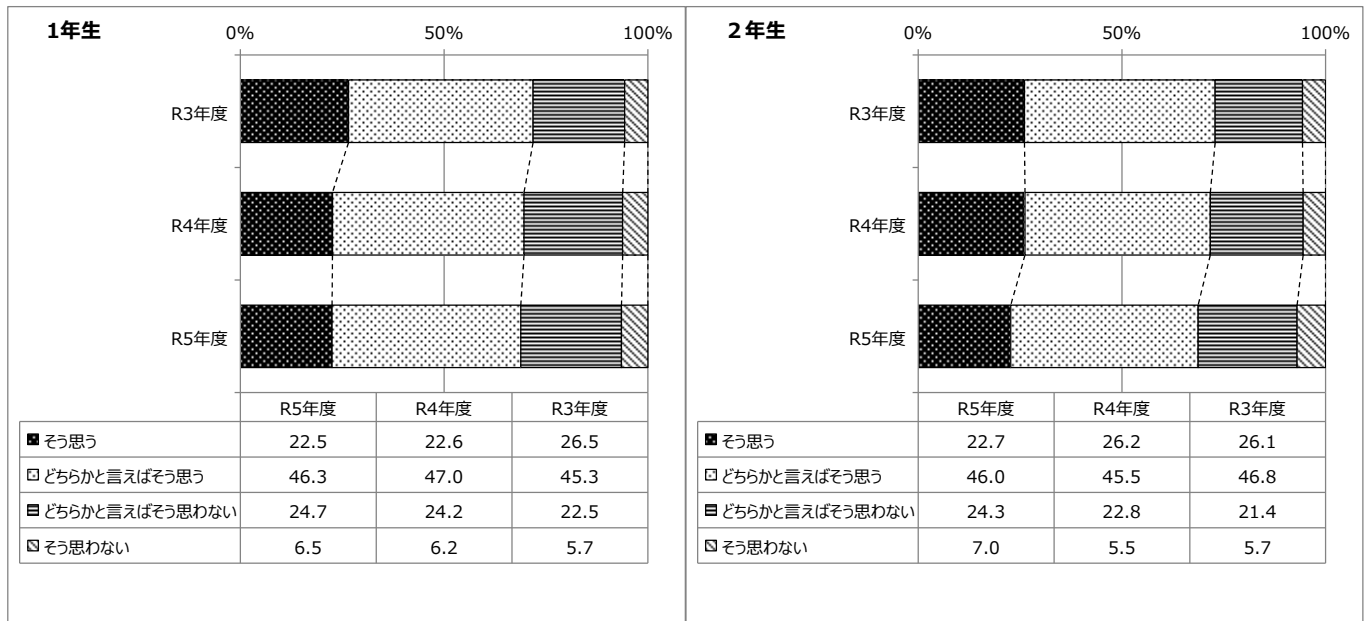
2-3 高校での勉強は、将来社会人になったとき役立つと思いますか。



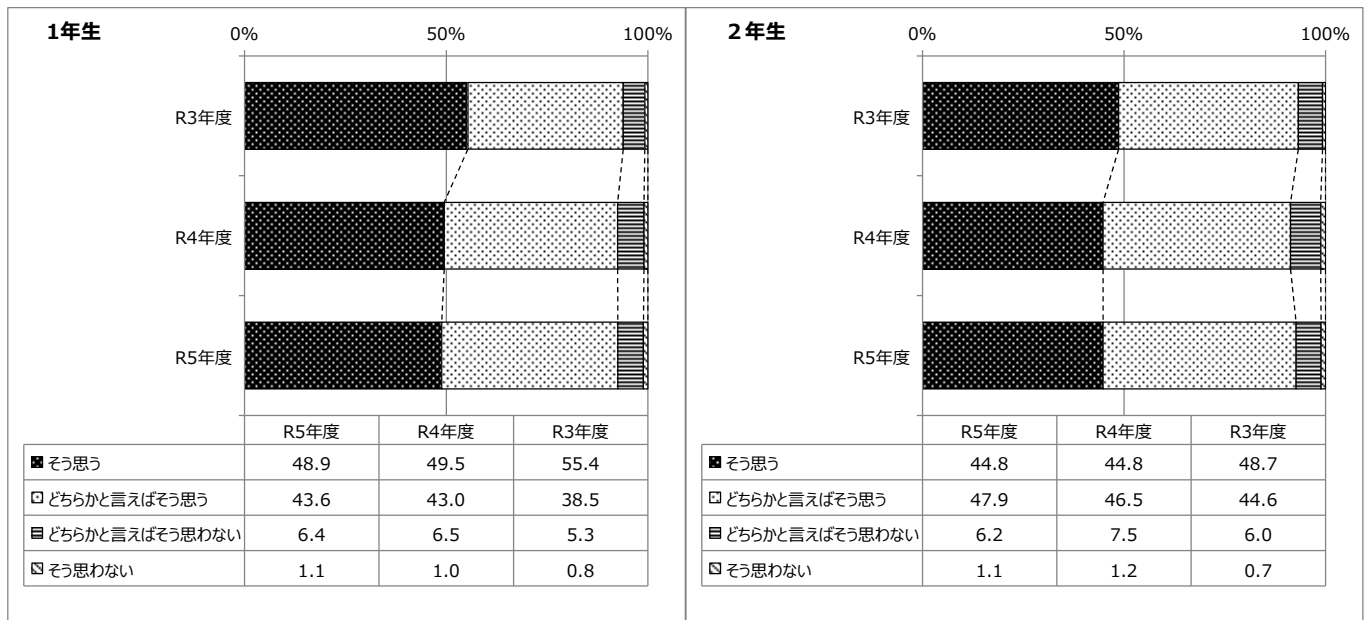
3-1 学校の授業内容をどの程度理解していますか。



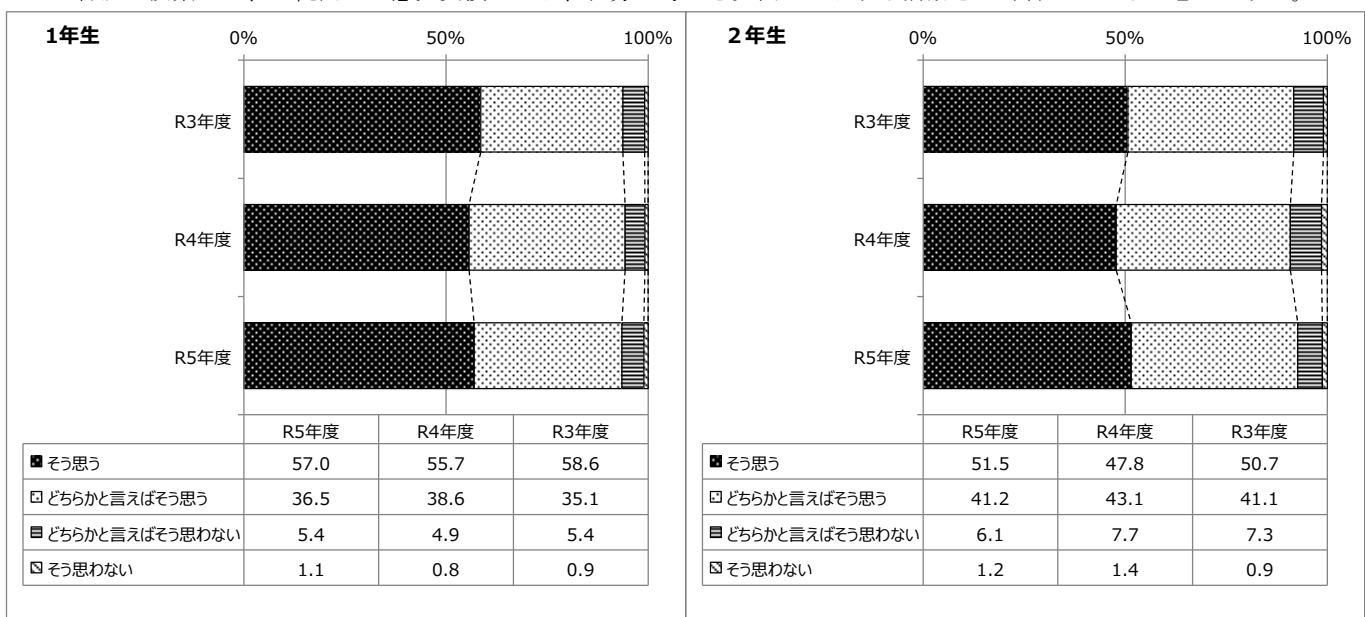
3-2 進学したい大学等や就きたい職業等を意識して授業に臨んでいると思いますか。



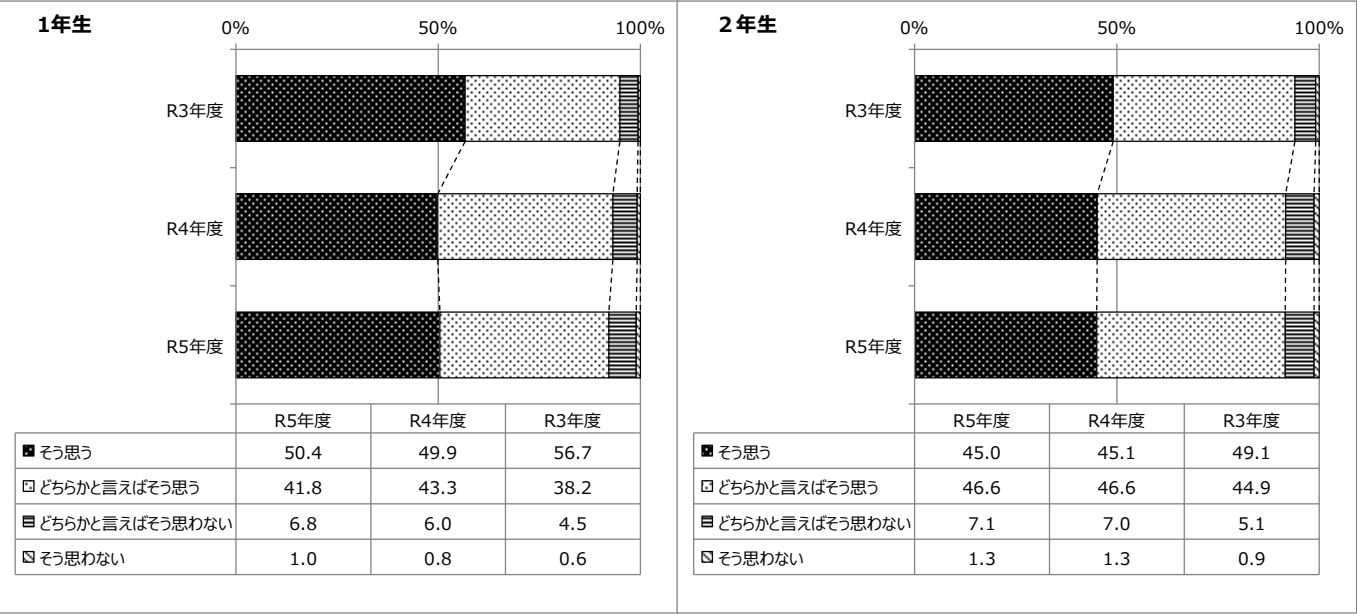
3-3 普段の授業では、生徒に自分の考えをを発表する機会が与えられていると思いますか。



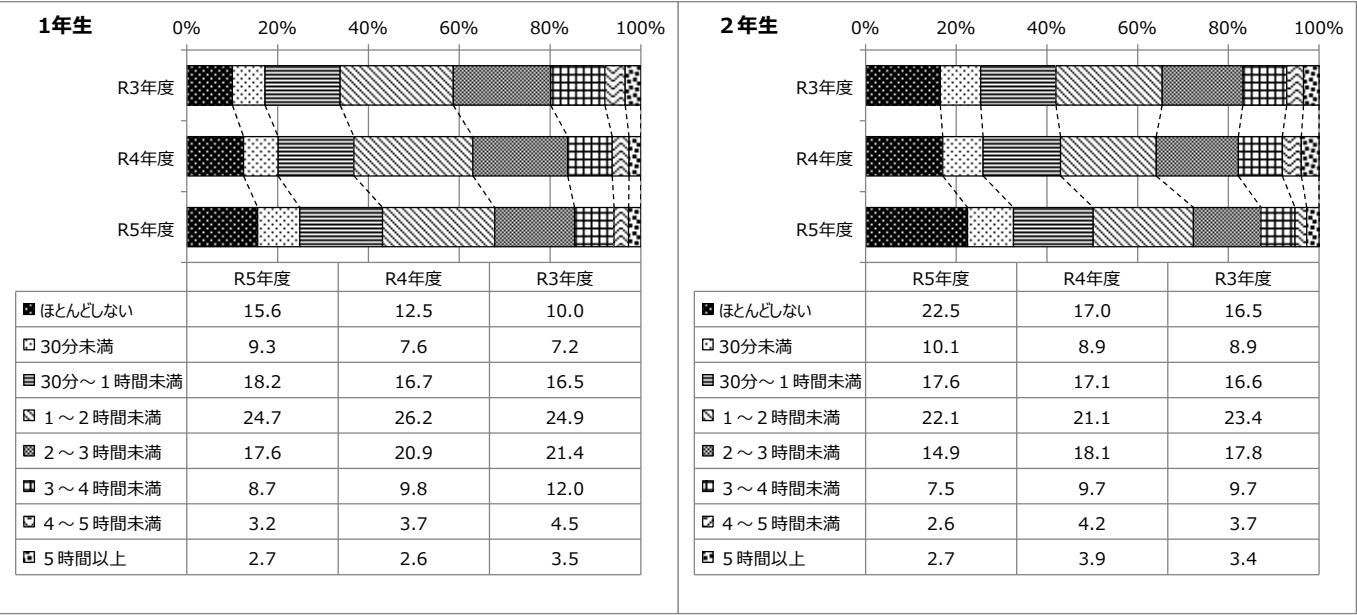
3-4 普段の授業では、生徒同士で意見交換したり、自分の考えを発表したりする活動をよく行っていると思いますか。



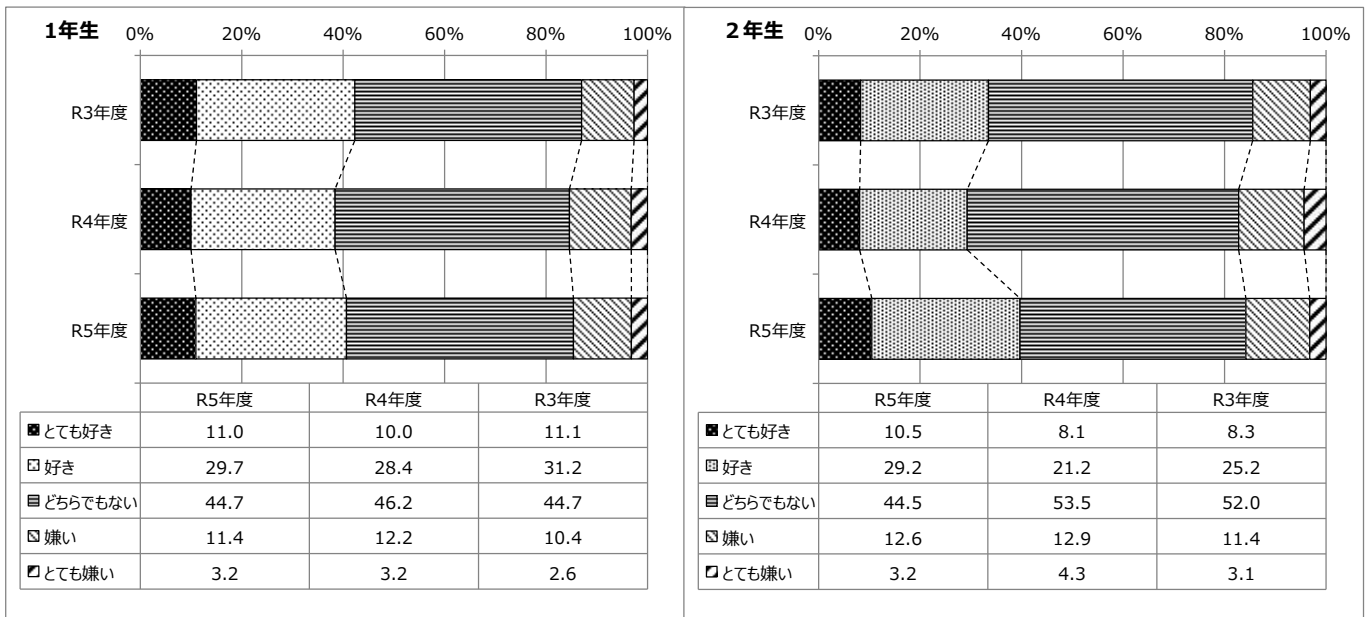
3-5 普段の授業では、ねらいや目標をしっかりと提示して授業を行っていると思いますか。



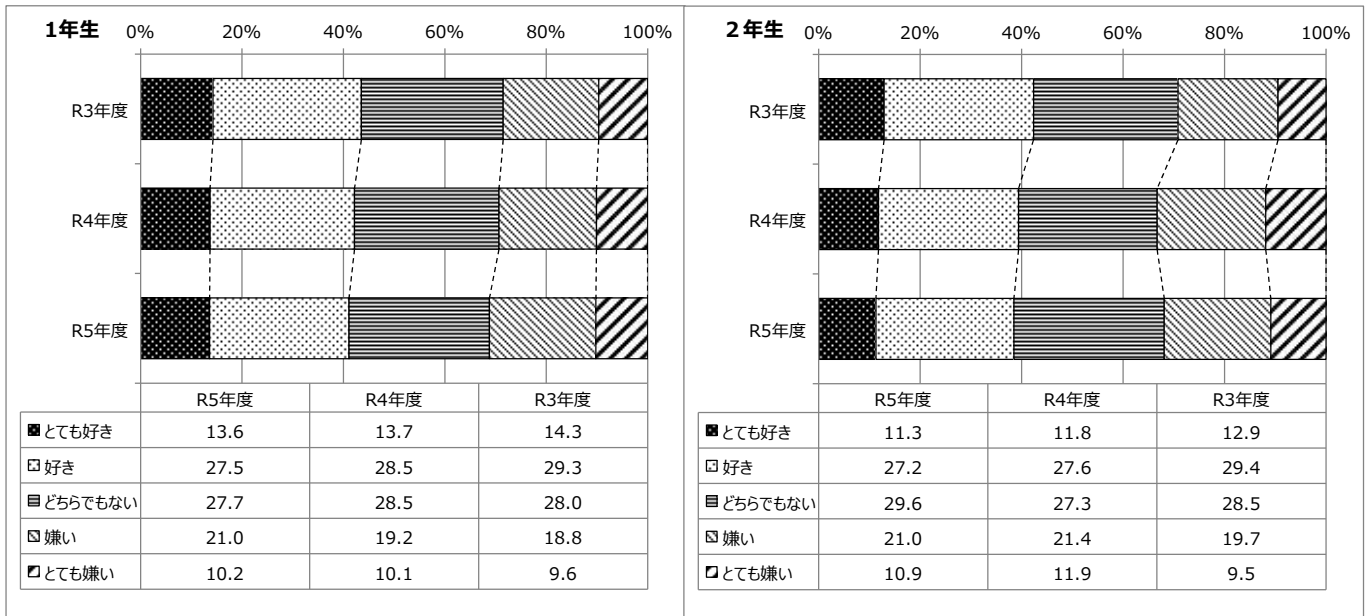
4-2 休日や長期休業中に、どのくらい勉強していますか。(学校の補習・塾・予備校で勉強したり、家庭教師の先生に教わったりしている時間を含む)



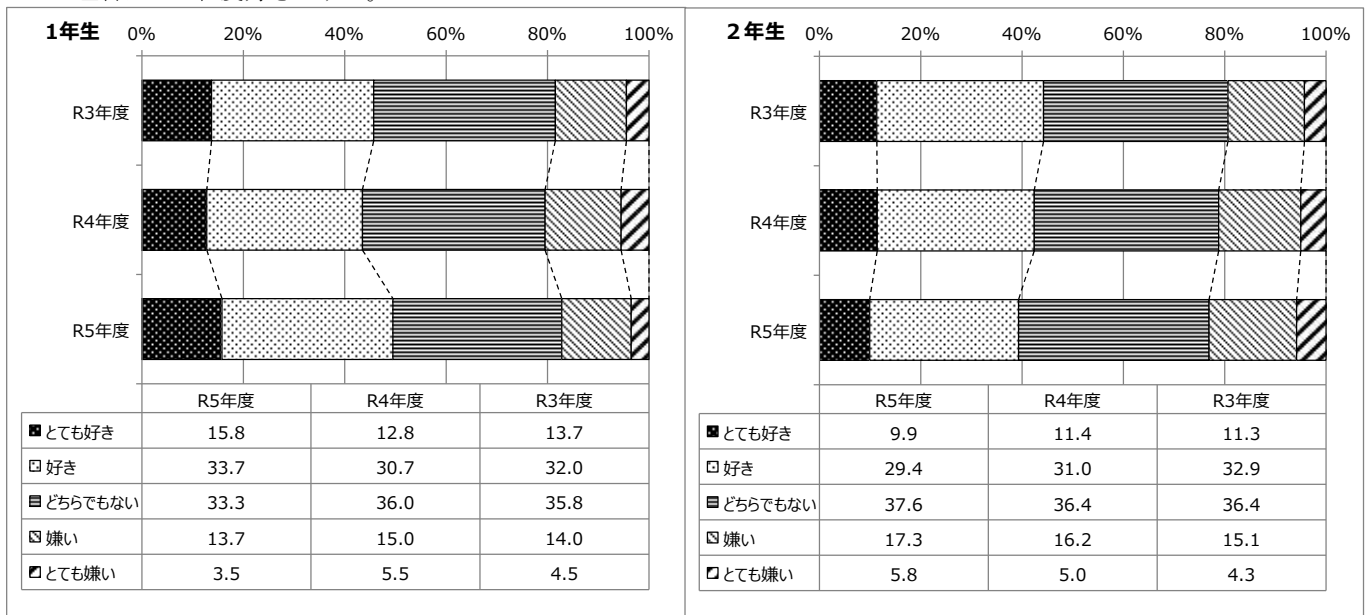
5-3 公民はどの程度好きですか。



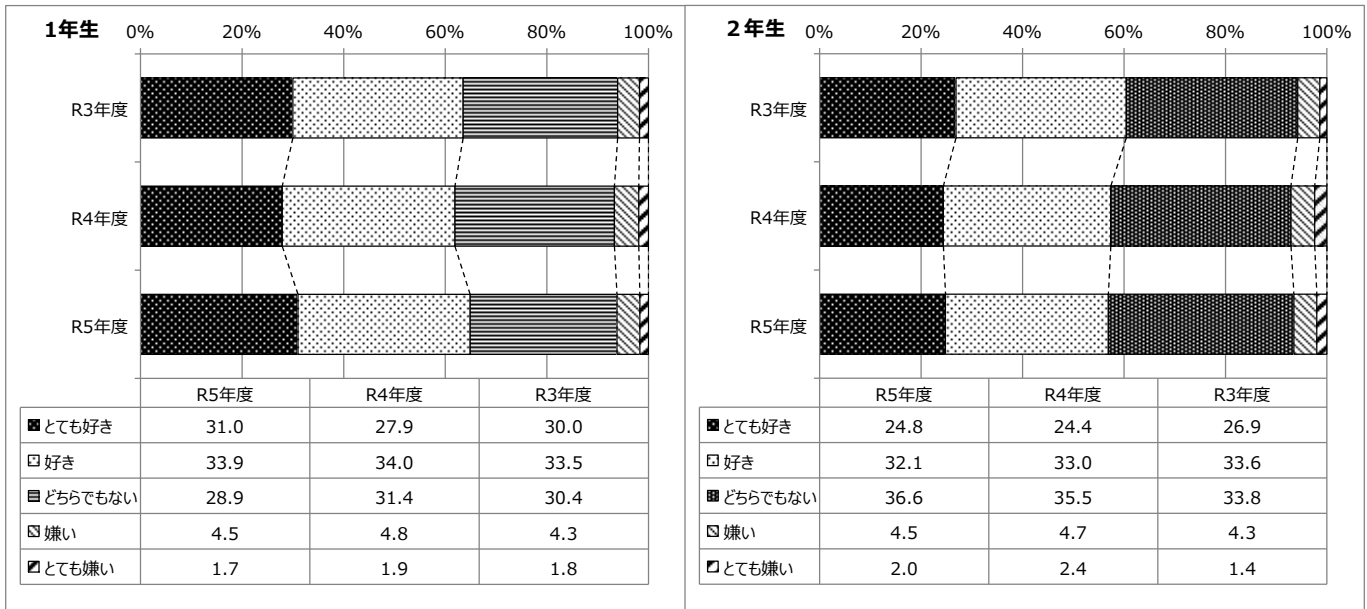
5-4 数学はどの程度好きですか。



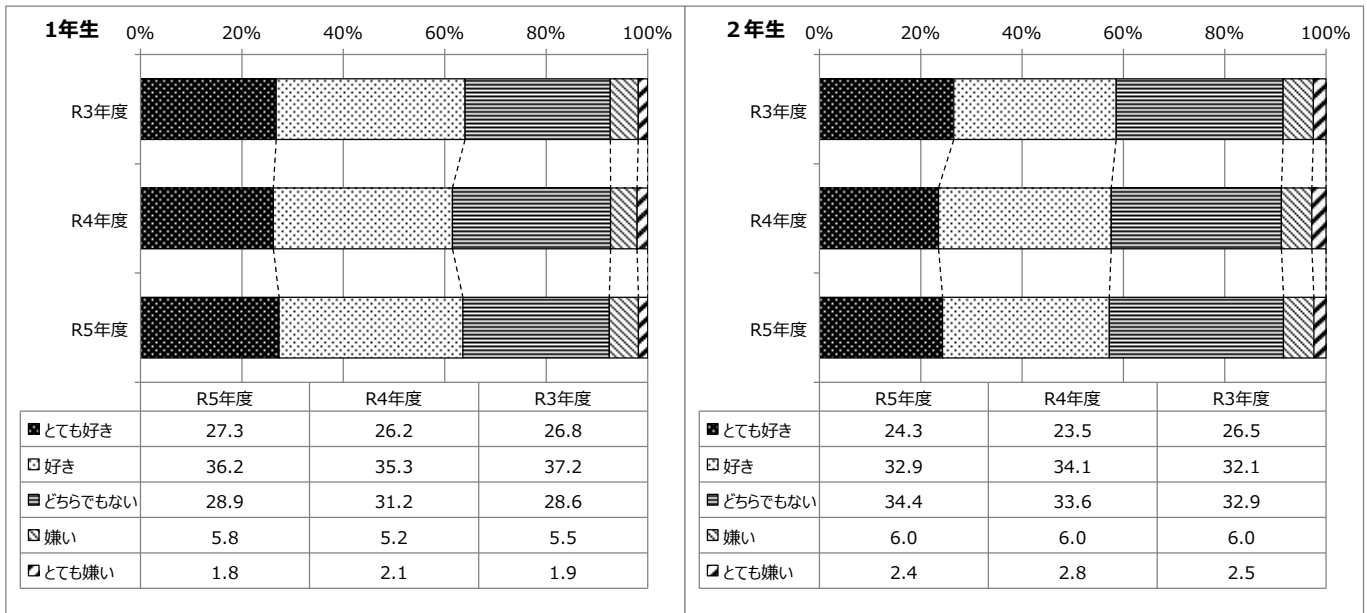
5-5 理科はどの程度好きですか。



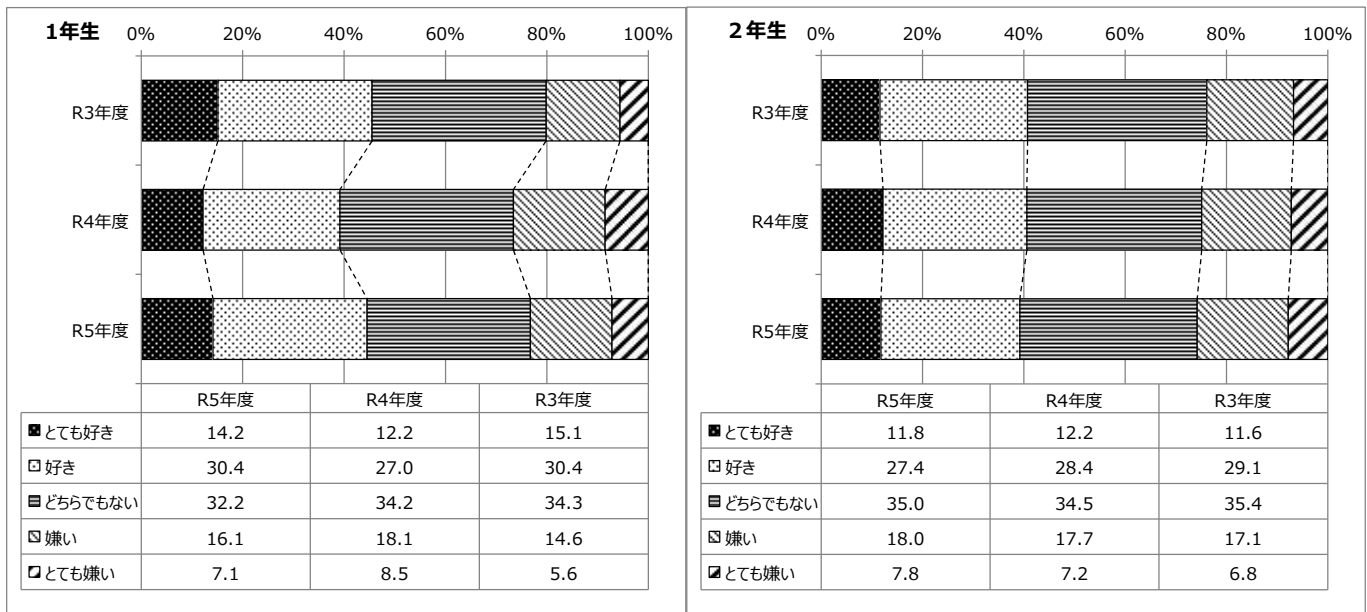
5-6 保健体育はどの程度好きですか。



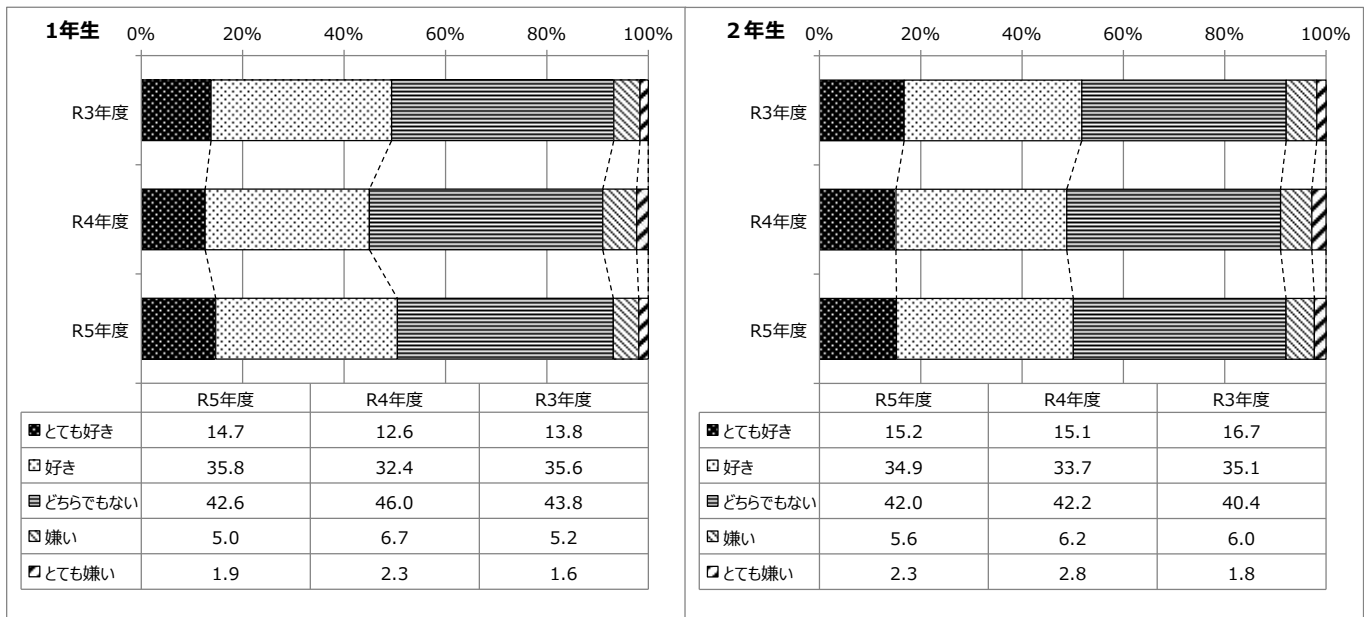
5-7 芸術はどの程度好きですか。



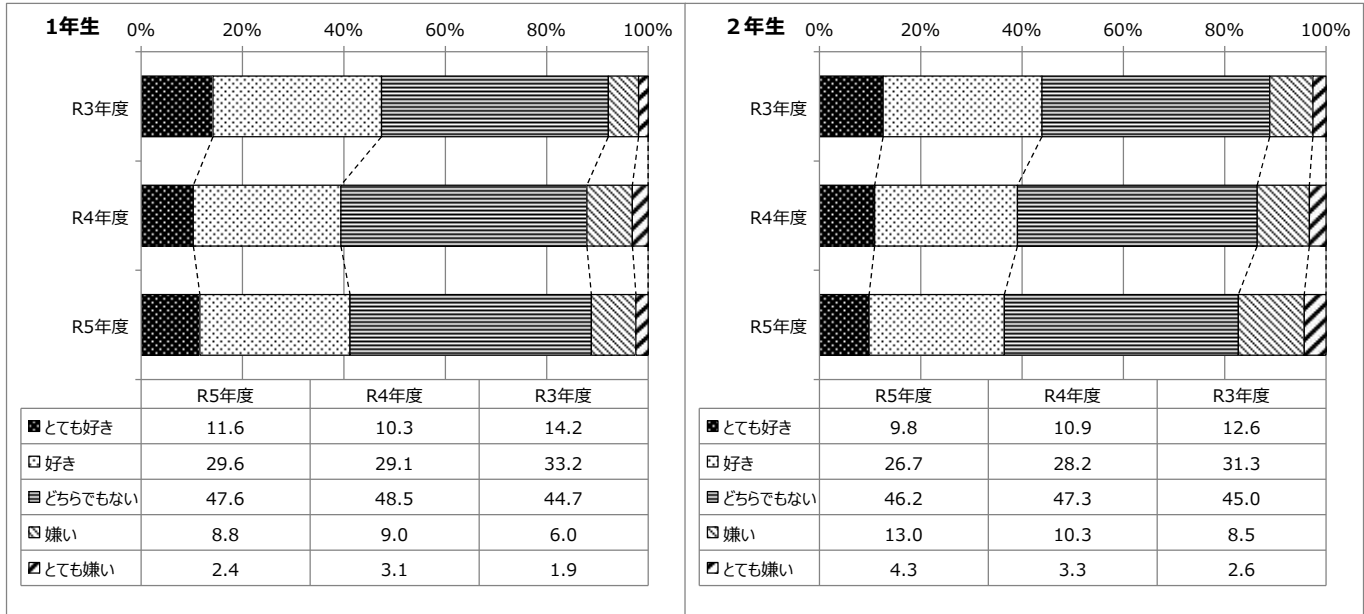
5-8 外国語はどの程度好きですか。



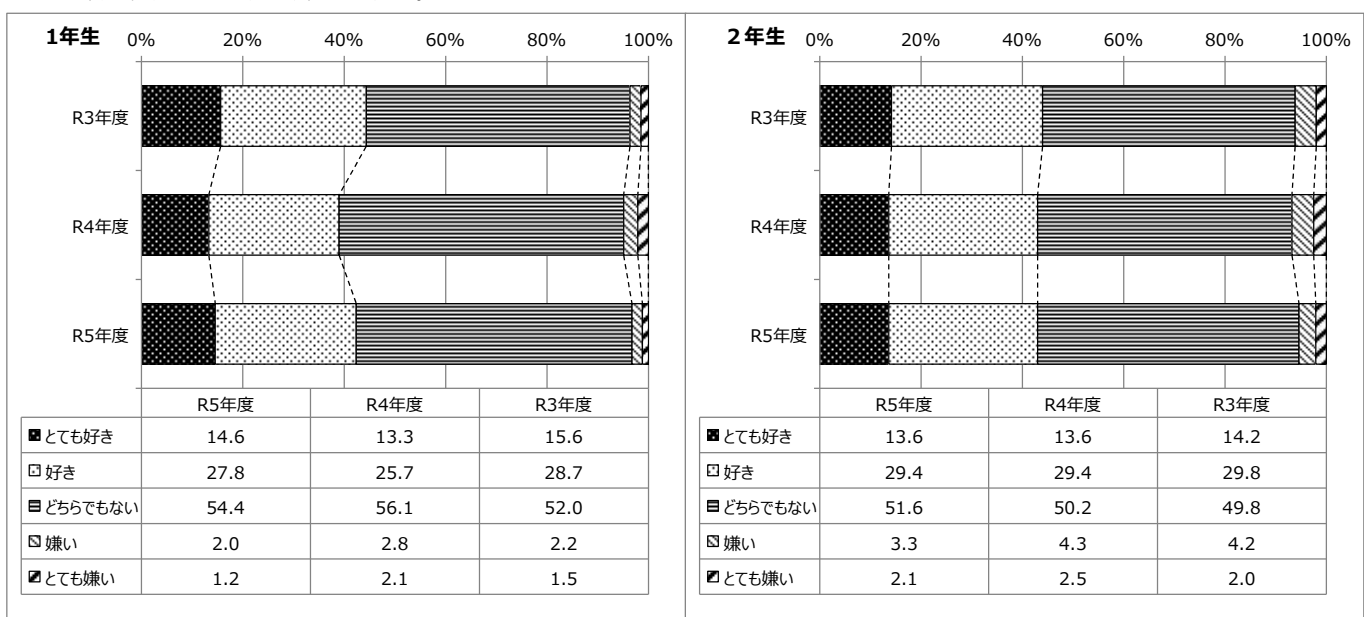
5-9 家庭はどの程度好きですか。



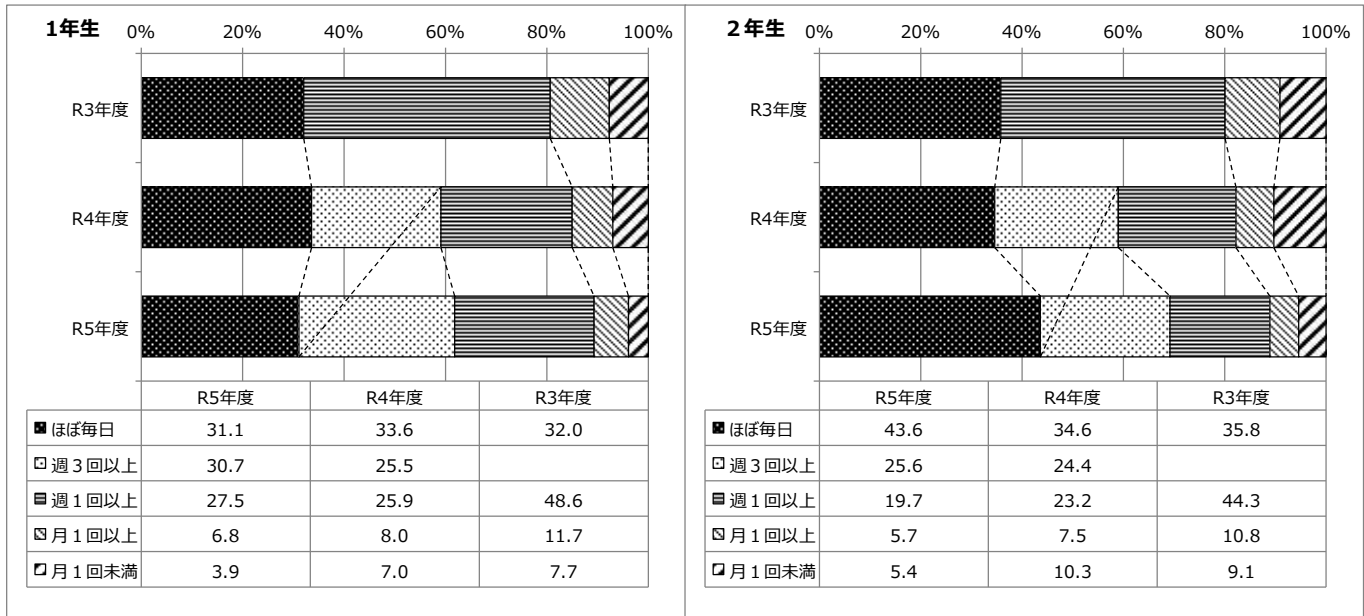
5-10 情報はどの程度好きですか。



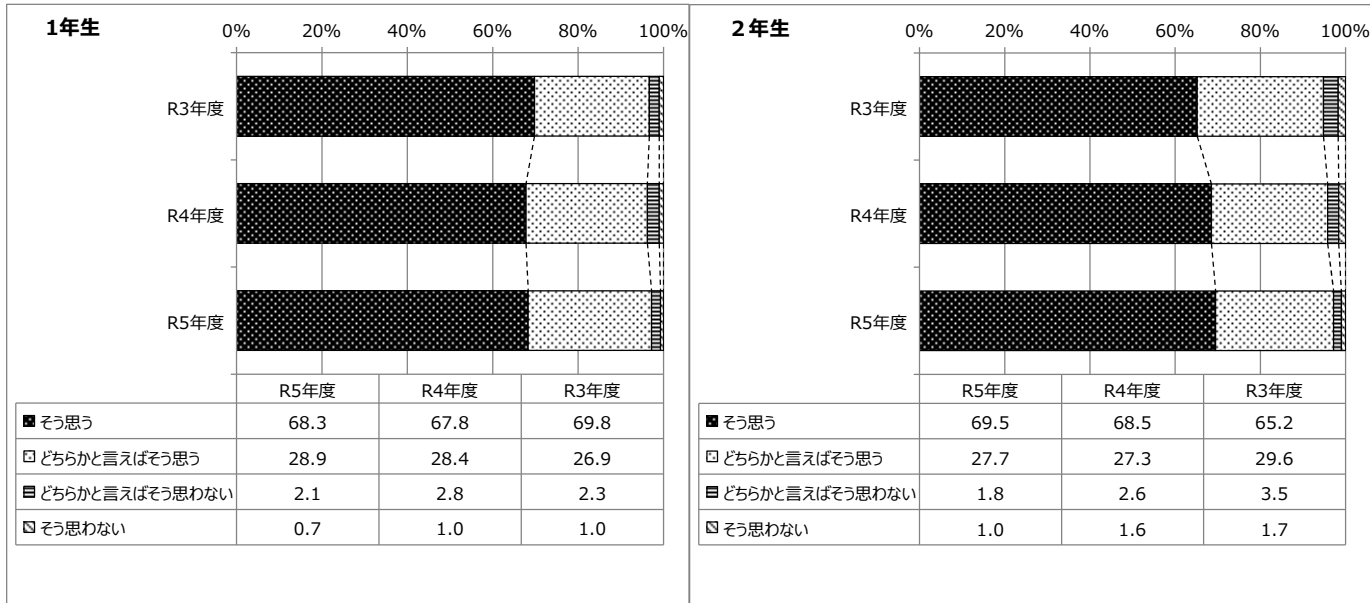
5-11 専門教科はどの程度好きですか。



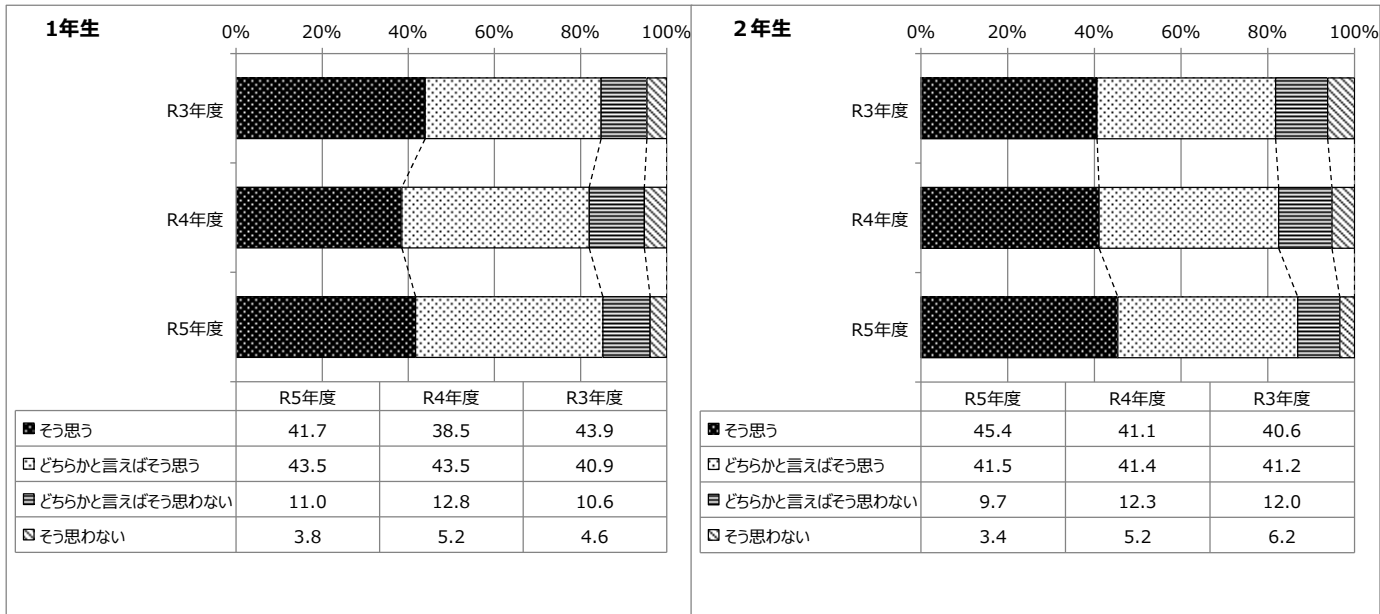
6-1 あなたは学校で、コンピュータなどのICT機器を他の友達と意見を交換したり調べたりするために、どの程度使用していますか。（選択肢：週3回以上、R4 新規）



6-2 学習の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか。



6-3 ICTの活用によって、あなたの学習意欲が高まったと思いますか。



(2) 学習状況調査の分析

○ 学習全般について

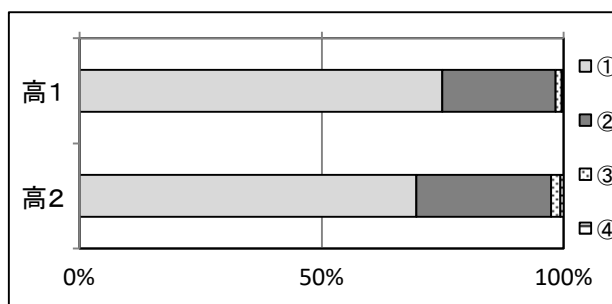
◆勉強をすることは大切だと思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高1	74.9%	23.4%	1.3%	0.4%
高2	69.6%	27.8%	1.9%	0.7%

肯定的な回答割合は、高1で98.3%、高2で97.4%であり、多くの生徒は勉強することの重要性を認識している。

生徒の学習意欲を喚起し、主体的に学習活動に取り組むことができるよう、引き続き配慮する必要がある。



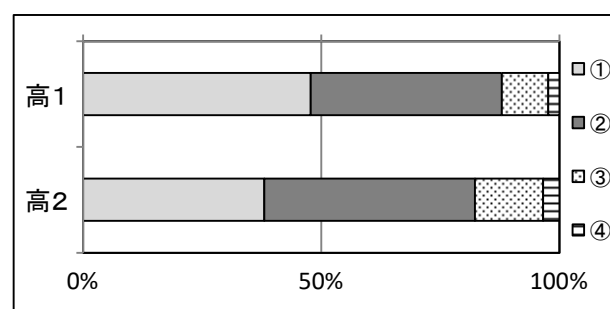
◆高校での勉強は、将来社会人になったとき役立つと思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高1	47.8%	40.2%	9.7%	2.3%
高2	38.1%	44.2%	14.3%	3.4%

肯定的な回答割合は、高1で88.0%、高2で82.3%であり、肯定的回答の割合が高くなっているものの、学年が進むにつれ、否定的な回答割合が増加している。

授業におけるキャリア教育の一層の充実を図る必要がある。



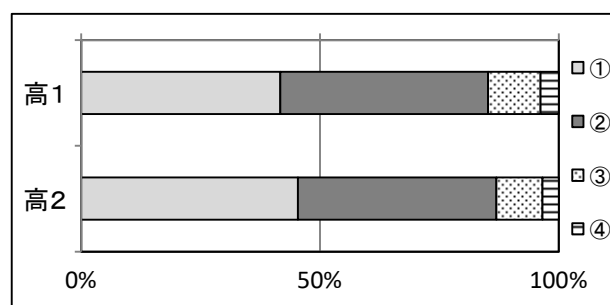
◆ICTの活用によって、あなたの学習意欲が高まったと思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高1	41.7%	43.5%	11.0%	3.8%
高2	45.4%	41.5%	9.7%	3.4%

肯定的な回答割合は、高1で85.2%、高2で86.9%と、調査開始以来3年連続で8割を超える高い値を示しており、昨年度よりもさらに割合が大きくなっている。

ICTの効果的な活用により学習意欲は高まっており、今後も授業改善の取組を継続し、深い学びへとつなげていくことが重要である。

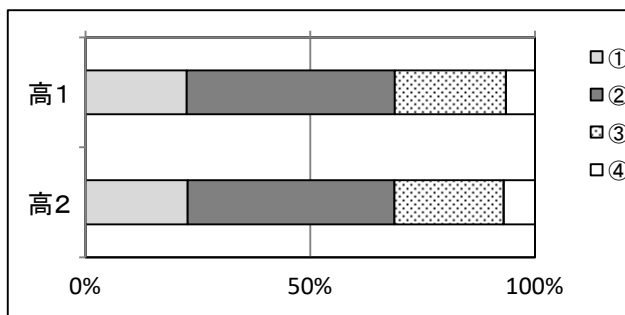


○ 授業について

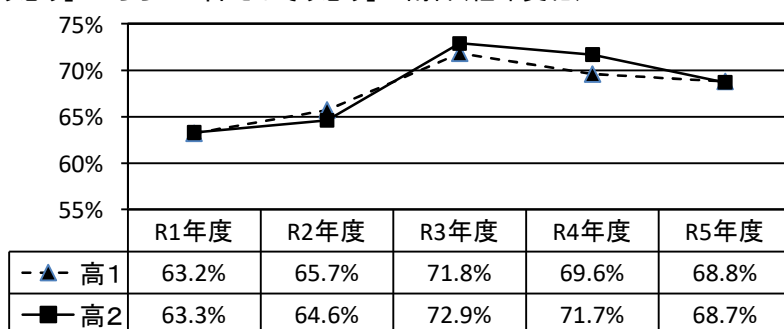
◆進学したい大学等や就きたい職業等を意識して授業に臨んでいますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない ④そう思わない

	①	②	③	④
高1	22.5%	46.3%	24.7%	6.5%
高2	22.7%	46.0%	24.3%	7.0%



「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合（経年変化）



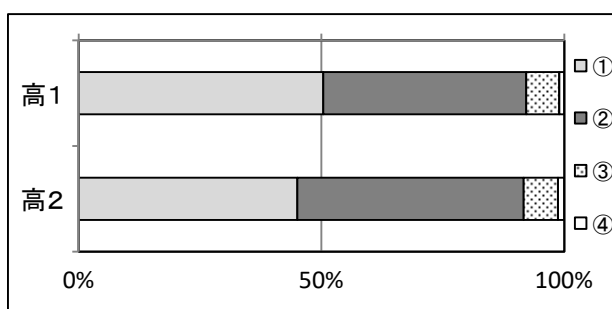
肯定的な回答割合は、直近3年は各学年とも70%前後を示している。早い段階から進路目標を定め、意識して授業に臨んでいる生徒の割合が高いことがうかがえる。

今後も、より一層のキャリア教育の充実を図っていくことが重要である。

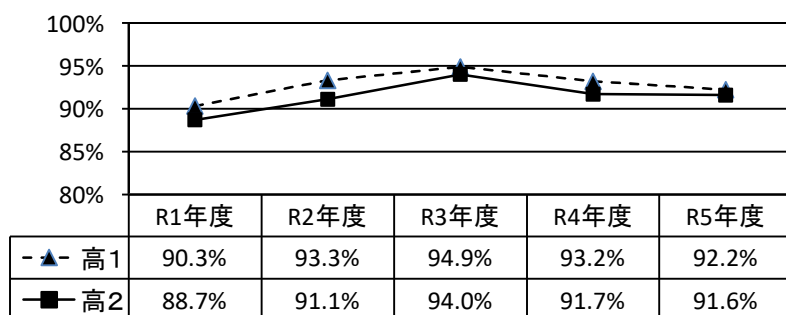
◆普段の授業では、学習のねらいや目標をしっかり提示して授業を行っていると思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない ④そう思わない

	①	②	③	④
高1	50.4%	41.8%	6.8%	1.0%
高2	45.0%	46.6%	7.1%	1.3%



「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合（経年変化）



肯定的な回答割合は高1で92.2%、高2で91.6%と高い値を示している。

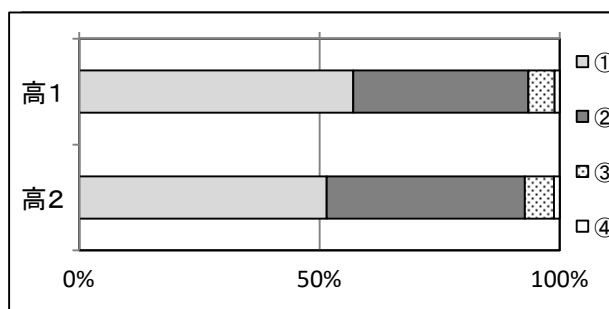
学習のねらいや目標の提示による、見通しをもたせる授業づくりへの組織的な取組の様子がうかがえる。

今後は、ねらいや目標の効果的な提示について、一層の工夫を進めていくことが重要である。

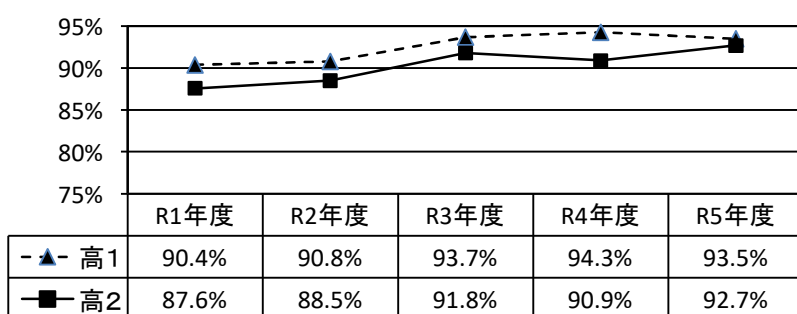
◆普段の授業では、生徒同士で意見交換したり、自分の考えを発表したりする活動をよく行っていると思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高1	57.0%	36.5%	5.4%	1.1%
高2	51.5%	41.2%	6.1%	1.2%



「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合(経年変化)



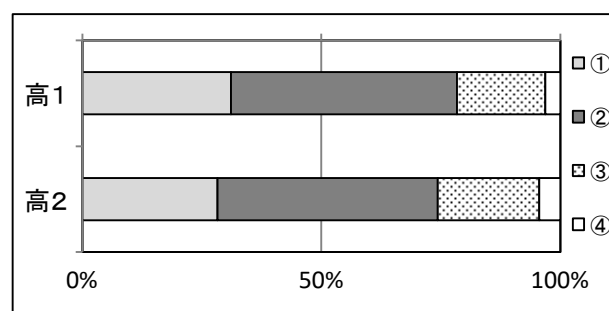
肯定的な回答割合は高1で93.5%、高2で92.7%と各学年とも3年連続で9割を超えている。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、学校全体で組織的に取組を推進していることがうかがえる。

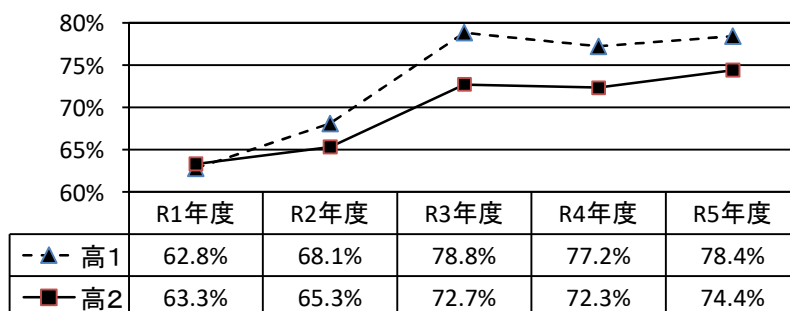
◆普段の授業で、振り返り活動をよく行っていると思いますか。

- ①そう思う ②どちらかと言えばそう思う ③どちらかと言えばそう思わない
④そう思わない

	①	②	③	④
高1	31.1%	47.3%	18.5%	3.1%
高2	28.3%	46.1%	21.2%	4.4%



「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合(経年変化)



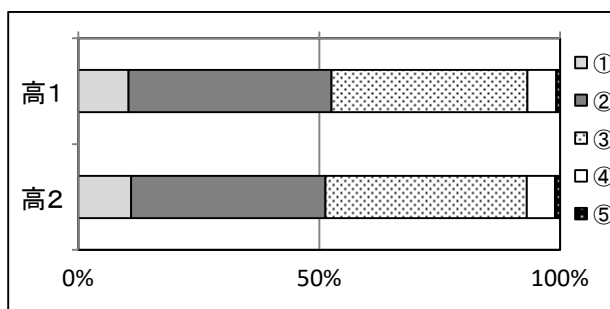
肯定的な回答割合は高1で78.4%、高2では74.4%と昨年度から増加した。

I C T機器の効果的な活用の定着及び新学習指導要領に沿った評価の実践により、振り返り活動の充実が図られているものと考えられる。

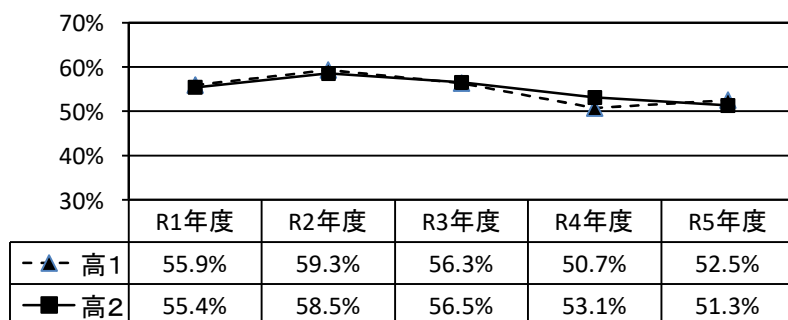
◆学校の授業内容をどの程度理解していますか。

- ①ほとんどの授業が理解できる ②理解できる授業の方が多い
③理解できる授業と理解できない授業が半々くらいである
④理解できない授業の方が多い ⑤ほとんど理解できない

	①	②	③	④	⑤
高1	10.4%	42.1%	40.7%	6.0%	0.8%
高2	10.9%	40.4%	41.8%	5.8%	1.1%



「ほとんど理解できる」「理解できる授業の方が多い」の割合(経年変化)



「ほとんど理解できる」「理解できる授業の方が多い」の割合は、直近5年は50%～60%を推移している。

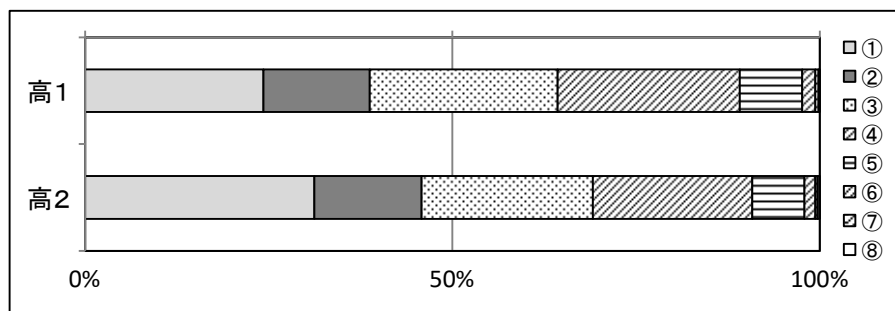
生徒や学校の実態に即した目標や発問を設定するなどの工夫をした授業の実践が必要である。

○ 家庭学習について

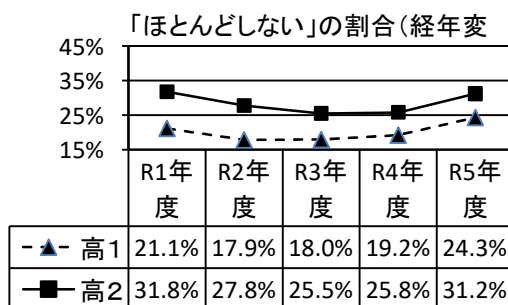
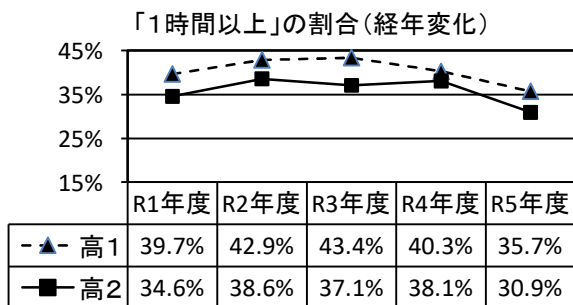
◆平日に、学校の授業時間以外にどのくらい勉強していますか。

- ①ほとんどしない ②30分未満 ③30分～1時間未満 ④1～2時間未満
⑤2～3時間未満 ⑥3～4時間未満 ⑦4～5時間未満 ⑧5時間以上

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
高1	24.3%	14.4%	25.6%	24.8%	8.5%	1.8%	0.4%	0.2%
高2	31.2%	14.6%	23.3%	21.7%	7.1%	1.5%	0.3%	0.3%



「1時間以上」の回答割合は、高1で35.7%、高2で30.9%、「ほとんどしない」の回答割合は高1で24.3%、高2で31.2%であり、授業を中心に据えながら家庭学習等に結び付けるための手立てを工夫する必要がある。



令和 6 年

第 3 回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項（４）

令和 7 年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

秋田県教育委員会

令和7年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

特別支援教育課

1 入学者選考の期日

○ 視覚支援学校・聴覚支援学校幼稚部、特別支援学校高等部及び高等部専攻科

選 考 日 令和7年2月28日（金）

合格発表日 令和7年3月 7日（金）

○ 栗田支援学校高等部総合サービス科

選 考 日 令和7年1月30日（木）

合格発表日 令和7年2月10日（月）

2 選考方法

教育相談での観察及び在籍（出身）学校からの調査書に基づく面接を基本とし、各学校の実情に応じて学力検査、作業能力検査等を行う。

3 その他

入学者選考に関する募集人員その他必要な事項は、令和6年9月中旬に公告する予定である。